

# 資料編



# 1. 計画の策定及び推進体制

## (1) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会を設置

本市における健康福祉施策をより推進するため、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、従来、健康福祉総合計画・地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、健康推進計画・食育推進計画に分かれていた各個別計画策定委員会と、健康福祉総合計画の実施状況の点検及び評価等を行っている健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議を統合し、新たな会議体を設置する。

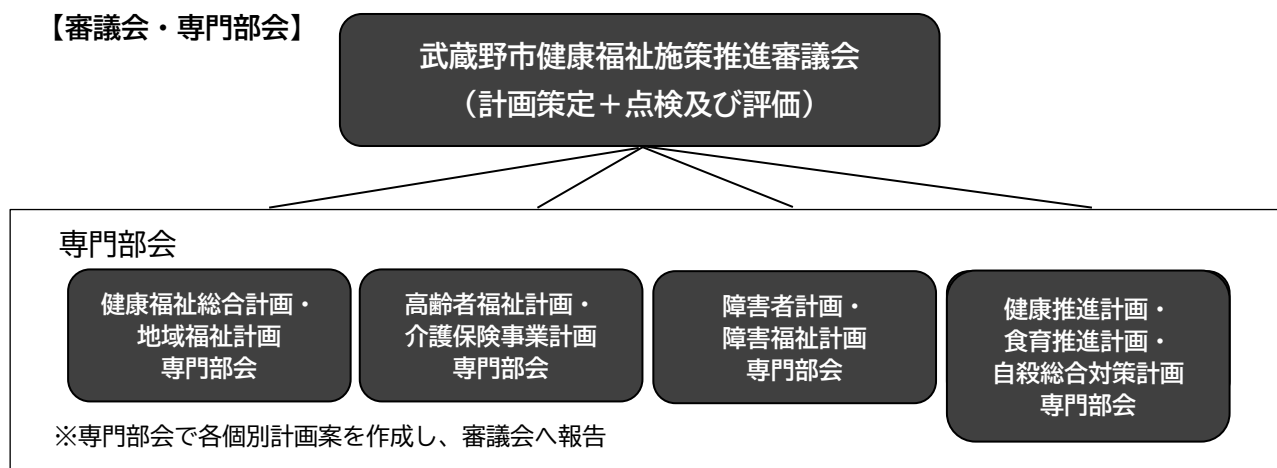
## (2) 策定後のイメージ

<従来>

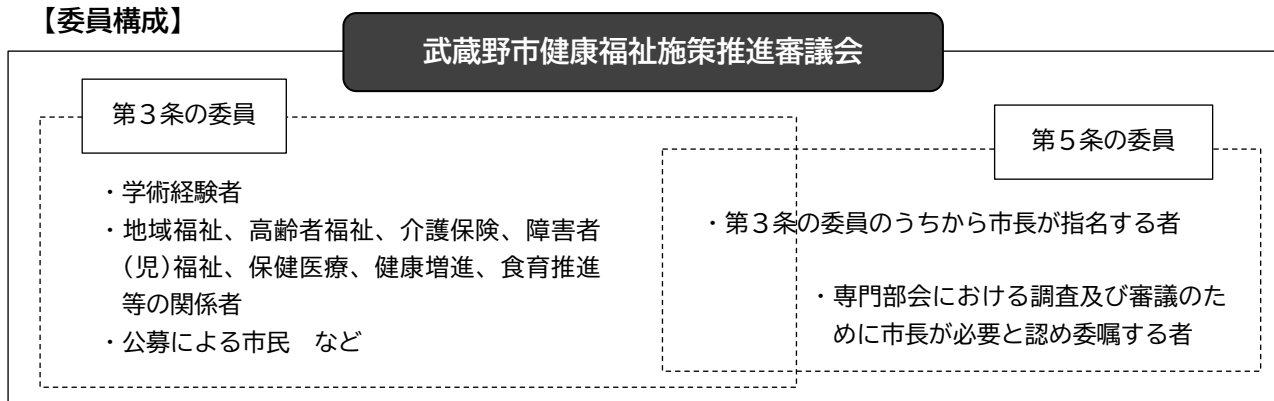


<条例策定後>

【審議会・専門部会】



【委員構成】



## (3) 施行期日

令和5(2023)年4月1日

## 2. 武蔵野市健康福祉施策推進審議会

### (1) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改

正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明														
<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。 (1)から(21)まで (略)</p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="225 1003 651 1211"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="225 1391 651 1496"> <tbody> <tr> <td>国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)		国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)		<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。 (1)から(21)まで (略)</p> <p><u>(21)の2 健康福祉施策推進審議会の委員</u> (22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2（第3条関係） 日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="703 1003 1129 1211"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="703 1285 1129 1496"> <tbody> <tr> <td><u>健康福祉施策推進審議会の委員</u></td> <td>// 12,000円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)		<u>健康福祉施策推進審議会の委員</u>	// 12,000円	国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)		<p>号の追加</p> <p>項の追加</p>
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)																
国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで (略)																
<u>健康福祉施策推進審議会の委員</u>	// 12,000円															
国民健康保険運営協議会の委員から選挙立会人まで (略)																

## (2) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、各専門部会15人以内とする。

2 条例第5条第2項第2号の規定により市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験者

(2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者

(3) 公募による市民

3 前項の委員の任期は、委嘱の日から専門部会における調査及び審議が終了した日までとし、2年を超えないものとする。

4 第2項の委員は、専門部会にのみ出席する。

(準用)

第6条 第3条及び第4条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部地域支援課において処理する。ただし、専門部会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### (3) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会委員名簿

	氏名	職	選任区分
◎	渡邊 大輔	成蹊大学文学部教授 (第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画 専門部会部会長)	学識経験者
○	岩本 操	武蔵野大学人間科学部教授 (障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会部会 長)	学識経験者
	伊藤 さつき	公募委員	公募による市民
	稲住 成由美	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会会長	福祉関係者
	北島 勉	杏林大学総合政策学部教授 (第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合 対策計画専門部会部会長)	学識経験者
	久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会事務局長	学識経験者
	後藤 耕士	社会福祉法人武蔵野ジョブアシストいんくる施設長	福祉関係者
	小安 邦彦	一般社団法人武蔵野市薬剤師会会長	保健医療関係者
	千種 豊	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会会長	福祉関係者
	中嶋 伸	一般社団法人武蔵野市医師会会長	保健医療関係者
	宮原 隆雄	公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会会長	保健医療関係者
	山井 理恵	明星大学人文学部教授 (高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門 部会部会長)	学識経験者

◎委員長      ○副委員長



### 3. 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会

#### (1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会等設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号）第5条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が策定する次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める専門部会（以下「各専門部会」という。）を設置する。

- (1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画（次号から第8号までに掲げる計画からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。）  
武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により定める武蔵野市地域福祉計画 前号に定める専門部会
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画  
第1号に定める専門部会
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により定める武蔵野市再犯防止推進計画 第1号に定める専門部会
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・障害児福祉計画 武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画 武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会
- (8) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により定める武蔵野市自殺総合対策計画 前号に定める専門部会

(幹事会)

第2条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。
- 4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各号に定めるもののほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第3条 各専門部会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第4条 各専門部会の庶務は、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 第1条第1号から第4号までに定める専門部会 健康福祉部地域支援課
- (2) 第1条第5号に定める専門部会 健康福祉部高齢者支援課
- (3) 第1条第6号に定める専門部会 健康福祉部障害者福祉課
- (4) 第1条第7号及び第8号に定める専門部会 健康福祉部健康課

2 各専門部会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、各専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

健康福祉部長
健康福祉部保健医療担当部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
健康福祉部保険年金課長
公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事兼事務局長
公益財団法人武蔵野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
社会福祉法人武蔵野事業推進担当副参事

(2) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 部会員名簿

	氏名	職	選任区分
◎	渡邊 大輔	成蹊大学文学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員
○	岩本 操	武蔵野大学人間科学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員
	伊藤 さつき	公募委員	公募による市民、健康福祉施策推進審議会委員
	宇田川みち子	武蔵野市赤十字奉仕団委員長	福祉関係者
	川鍋 和代	武蔵野市民生児童委員協議会代表会長	福祉関係者
	北島 勉	杏林大学総合政策学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員
	後藤 明宏	武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会会長	福祉関係者
	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵野運営委員会委員長	福祉関係者
	栃折 暢子	地域福祉活動推進協議会代表者連絡会会長	福祉関係者
	中嶋 伸	一般社団法人武蔵野市医師会会長	保健医療関係者、健康福祉施策推進審議会委員
	村雲 祐一	北多摩東地区保護司会武蔵野分区副分区長	福祉関係者
	山井 理恵	明星大学人文学部教授	学識経験者、健康福祉施策推進審議会委員

◎部会長 ○副部会長

(3) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会 幹事会  
名簿・事務局名簿

【幹事会名簿】

	氏名	職名
◎	山田 剛	健康福祉部長
	田中 博徳	健康福祉部保健医療担当部長兼健康課長事務取扱
○	福山 和彦	健康福祉部地域支援課長
	宮本 亮平	健康福祉部生活福祉課長
	小久保 涉	健康福祉部高齢者支援課長
	長坂 朋子	健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
	齋藤 康子	健康福祉部障害者福祉課長
	寺井 一弘	健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
	小池 鉄哉	健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
	江波戸史代	健康福祉部保険年金課長
	伊藤 朝子	公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事兼事務局長
	奥野 総一郎	公益財団法人武蔵野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
	中村 京子	公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
	田村 晃一	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
	大浦 裕子	社会福祉法人武蔵野事業推進担当副参事

◎座長    ○副座長

【事務局名簿】

氏名	職名（健康福祉部）	氏名	職名（健康福祉部）
福山 和彦	地域支援課長	宮本 亮平	生活福祉課長
深見 操	地域支援課課長補佐	馬庭 和子	生活福祉課課長補佐
平内 広野	地域支援課地域福祉担当係長	石垣 拓也	生活福祉課生活困窮者自立支援担当係長
金丸 絵里	地域支援課在宅医療・介護連携担当係長	安永 彰吾	生活福祉課主任
中村 紘平	地域支援課主事		
木島 詩央	地域支援課主事		

## 4. 会議の開催状況

### 【武蔵野市健康福祉施策推進審議会】

回	日程	次第内容
1	令和5年11月1日  ※各専門部会との合同部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状交付</li> <li>○市長挨拶</li> <li>○審議会</li> <li>○審議会委員・専門部会員及び事務局紹介</li> <li>○会長・副会長選出</li> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>第4期健康福祉総合計画・各個別計画中間のまとめ（案）について</li> <li>(1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画</li> <li>(2) 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画</li> <li>(3) 第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画</li> <li>(4) 第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画</li> <li>(5) 第4期健康福祉総合計画</li> </ul> </li> <li>○その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康福祉総合計画及び各個別計画策定今後の予定について</li> </ul> </li> </ul>
2	令和6年2月8日  ※健康福祉総合計画・地域福祉計画専門部会との合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各個別計画 答申（案）の健康福祉施策推進審議会への報告                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 答申案</li> <li>・武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 答申案</li> <li>・武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 答申案</li> </ul> </li> <li>(2) 中間のまとめ 意見募集結果報告</li> <li>(3) パブリックコメント、市民意見交換会意見に対する取扱方針（案）について</li> <li>(4) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画 答申（案）について</li> <li>(5) 今後の予定について</li> </ul> </li> </ul>

【武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会】

回	日程	次第内容
1	令和5年7月5日	<p>○委嘱状交付 ○市長挨拶 ○部会員及び事務局自己紹介 ○部会長・副部会長選出 ○議事</p> <p>(1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会の公開・運営について (2) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画等策定の体制とスケジュールについて ア武蔵野市健康福祉総合計画について (3) 地域福祉計画の策定について ア武蔵野市地域福祉計画について イ武蔵野市第5期武蔵野市地域福祉計画の進捗状況 ウ武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の概要 エ地域福祉団体ヒアリングの概要 オ地域福祉計画をめぐる近年の動向 (4) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について ア武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画について イ武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況 ウ成年後見制度利用促進基本計画をめぐる近年の動向 (5) 再犯防止推進計画の策定について ア武蔵野市再犯防止推進計画について イ再犯防止推進計画をめぐる近年の動向について</p> <p>○その他</p>
2	令和5年8月21日	<p>○議事</p> <p>(1) 第6期地域福祉計画策定にあたっての論点について (2) 健康福祉総合計画について (3) 第2期成年後見利用促進基本計画素案について (4) 再犯防止推進計画素案について</p> <p>○報告事項</p> <p>(1) 今後の予定について</p> <p>○その他</p>
3	令和5年10月26日	<p>○議事</p> <p>(1) 第6期地域福祉計画中間のまとめ(案)について (2) 第2期成年後見利用促進基本計画中間のまとめ(案)について (3) 再犯防止推進計画中間のまとめ(案)について (4) 第4期健康福祉総合計画中間のまとめ(案)について</p> <p>○その他</p> <p>(1) 今後の予定について</p>
4	令和6年2月8日	<p>○議事</p> <p>(1) 各個別計画 答申(案)の健康福祉施策推進審議会への報告 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 答申案 ・武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 答申案 ・武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 答申案</p> <p>(2) 中間のまとめ 意見募集結果報告</p>

		<p>(3) パブリックコメント、市民意見交換会意見に対する取扱方針（案）について</p> <p>(4) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画 答申（案）について</p> <p>(5) 今後の予定について</p>
--	--	--



## 5. 健康福祉総合計画策定全体スケジュール

	健康福祉施策推進 審議会	第4期健康福祉総 合計画・第6期地 域福祉計画専門部 会	高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事 業計画専門部会	障害者計画・第7 期障害福祉計画 専門部会	第5期健康推進計 画・食育推進計 画・自殺総合対策 計画専門部会
4月					
5月		地域福祉団体等 ヒアリング	第1回 5/11(木)	第1回 5/29(月)	第1回 5/16(火)
6月			第2回 6/15(木)	第2回 6/26(月)	第2回 6/29(木)
7月		第1回 7/5(水)	第3回 7/13(木)	障害者団体ヒアリング ↓	関係団体 ヒアリング
8月		第2回 8/21(月)	第4回 8/24(木)		↓
9月		↓	↓	第4回 9/11(月) 中間まとめ	第4回 9/4(月)
10月		第3回 10/26(木) 中間まとめ	第5回 10/23(月) 中間まとめ		第5回 10/5(木) 中間のまとめ
11月	第1回 健康福祉施策推進審議会 11/1(水) ※各専門部会との合同部会				
12月	<p>&lt;市民意見交換会及びパブリックコメントの実施(11/16(木)~12/17(日))&gt;            対面開催：12/ 3(日)13時~15時 市役所 811 会議室            12/11(月)14時~16時 武蔵野商工会館 4階市民会議室            12/15(金)18時30分~20時30分 武蔵野スイングホール 10階            オンライン開催：12/ 3(日)15時~17時 オンライン (Zoom)</p>				
1月			第6回 1/29(月)	第5回 2/5(月)	第6回 1/30(火)
2月	第2回 健康福祉施策推進審議会 2/8(木) ※健康福祉総合計画・ 地域福祉計画専門部会との合同会議				
3月	市長答申 高齢：2/21(水)、その他：3/5(火)				
		計画公表	計画公表	計画公表	計画公表

## 6. 市の健康・福祉分野の計画取組みの経緯

年	法令・国の計画等	武蔵野市						
		健康福祉 総合	地域福祉	高齢者	障害者・児	健康	データヘルス ・特定検診	子ども・ 子育て
1990	福祉八法改正							
1991								
1992								
1993								
1994	ハートビル法 エンゼルプラン 新ゴールドプラン		地域福祉計画	高齢者保健福祉計画				
1995	精神保健福祉法 高齢社会対策基本法 障害者プラン							
1996								
1997	介護保険法制定							
1998								
1999	知的障害者福祉法施行 ゴールドプラン21 新エンゼルプラン				障害者計画			
2000	社会福祉法施行 介護保険法施行							
2001								
2002	障害者基本計画・新障害者プラン							子育てプラン武蔵野
2003	健康増進法施行 予防接種法施行 次世代育成支援対策推進法施行	福祉三計画		高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画				
2004	障害者基本法改正							
2005	発達障害者支援法施行 児童福祉法改正 介護保険法改正					健康推進計画		
2006	障害者自立支援法施行 高齢者虐待防止法施行 バリアフリー新法施行 自殺対策基本法施行	福祉総合計画		高齢者計画	障害者計画・ 障害福祉計画		特定健康診査等実施計画	(第二次)子どもプラン武蔵野
2007	児童虐待防止法改正 児童福祉法改正 健康増進法改正 がん対策基本法施行 障害者基本計画(重点施策実施5か年計画)							
2008	高齢者医療確保法施行 更生保護法施行							
2009	改正児童福祉法施行	健康福祉総合計画						
2010								
2011	改正障害者自立支援法施行			高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画				
2012	障害者虐待防止法施行 改正障害者自立支援法全施行 子ども・子育て支援法制定					健康推進計画・ 食育推進計画		
2013	社会保障制度改革プログラム法施行 第3次障害者基本計画(5年計画) 障害者総合支援法施行							
2014	健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正							
2015	生活困窮者自立支援法施行 改正介護保険法施行							
2016	障害者差別解消法施行 改正自殺対策基本法施行 再犯防止推進法施行				障害者計画・ 障害福祉計画			
2017	成年後見制度利用促進基本計画(5年計画)							
2018	改正社会福祉法施行 改正障害者総合支援法施行 改定児童福祉法施行 第4次障害者基本計画(5年計画) 改正介護保険法施行 再犯防止推進計画(5年計画)				障害者計画・ 障害児福祉計画		国民健康保険データヘルス計画	
2019	改正子ども・子育て支援法施行							
2020								
2021	改正社会福祉法施行 改正障害者総合支援法施行 改正介護保険法施行					自殺総合対策計画		
2022	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法施行 第2期成年後見制度利用促進基本計画(5年計画) 第5次障害者基本計画(5年計画)		成年後見制度利用促進基本計画					
2023	第2次再犯防止推進計画(5年計画) 子ども基本法施行			再犯防止推進計画				
2024	改正障害者総合支援法施行 改正介護保険法施行							

## 7. 本市における健康・福祉分野の協議会・会議体

	会議・協議会（部会等）	目的	構成メンバー	主管課
1	健康福祉施策推進審議会	健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議する	学識経験者、地域福祉、高齢者福祉・介護保険・障害者(児)福祉・保健医療・健康増進・食育推進等の関係者、公募による市民等	地域支援課
	(庁内推進委員会)	健康福祉総合計画及び地域共生社会を効果的かつ戦略的に推進する	健康福祉部長、保健医療担当部長、総合政策部企画調整課長、資産活用課長、財務部施設課長、施設課施設調整担当課長、市民部産業振興課長、市民活動推進課長、防災安全部防災課長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課長、地域保健調整担当課長、保険年金課長、子ども家庭部子ども子育て支援課長、都市整備部まちづくり推進課長、住宅対策課長、教育部教育企画課長、教育支援課長、生涯学習スポーツ課長	地域支援課
	(重層的支援体制整備調整委員会)	健康福祉総合計画に基づき、武蔵野市ならではの重層的支援体制整備による庁内における相談支援体制の充実及び実務担当者相互のネットワーク等から見えてきた課題の解決に向けた政策立案を図る	健康福祉部長、保健医療担当部長、地域支援課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、相談支援担当課長、障害者福祉課長、健康課長、地域保健調整担当課長、保険年金課長、子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長、教育部教育支援課教育相談支援担当課長	地域支援課
	(総合支援調整会議)	市の福祉相談における個別の事例から把握できた全体的な連携の課題等について、対応方法を検討し、共有を図る	地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども家庭支援センター、児童青少年課、教育支援課、市民活動推進課、多摩府中保健所、福祉公社、市民社会福祉協議会、文化学習協同ネットワーク	生活福祉課

2	健康福祉部及び関連法人 連絡会議	市と健康福祉部が 所管する事務事業 に関連を有する法 人との間において 総合的な調整を図 る	健康福祉部長、保健医療担 当部長、地域支援課長、生 活福祉課長、高齢者支援課 長、相談支援担当課長、障 害者福祉課長、健康課長、 地域保健調整担当課長、保 険年金課長、(福)武蔵野市 民社会福祉協議会事務局 長、(公社)武蔵野市シルバ ー人材センター事務局長、 (公財)武蔵野市福祉公社事 務局長、(公財)武蔵野健康 づくり事業団事務局長、 (福)武蔵野事業推進担当副 参事	
3	在宅医療・介護連携推進 協議会 (入退院時支援部会) (ICT連携部会) (多職種連携推進・研修 部会) (普及啓発部会) (認知症連携部会)	地域における保 健、医療、介護及 び福祉に関する関 係者相互間の在宅 医療及び介護に対 する理解を深め るとともに、連携 を円滑にして、地 域に住む人々への 支援を行ううえでの 課題を解決する	医療関係者、介護関係者、 福祉関係者、行政関係者等	地域支援課 (認知症連携 部会は高齢者 支援課)
4	シニア支え合いポイント 制度推進協議会	シニア支え合いポ イント制度の実施 にあたり、シニア 支え合いポイント 制度の検証等を行 うことで内容の充 実を図り、もって 高齢者の介護予防 及び健康寿命の延 伸を推進する	地域の福祉関係者、社会福 祉事業の運営者、福祉に関 する知識または経験を有す る者、施設等の関係者、制 度の利用者	地域支援課
5	見守り・孤立防止ネット ワーク連絡協議会	地域住民の異変の 早期発見・早期対 応のための連携体 制の強化	参加団体：34 団体（武蔵野 市ほか官公署含む）	地域支援課
6	地域包括ケア人材育成セ ンター運営委員会	地域包括ケア人材 育成センターの運 営について、庁 内、関連団体等か ら広く意見を求 め、武蔵野市らし い特色ある福祉人 材の確保及び育成 を行う	健康福祉部長、地域支援課 長、生活福祉課長、高齢者 支援課長、相談支援担当課 長、障害者福祉課長、健康 課長、地域保健調整担当課 長、保険年金課長、(公財) 武蔵野市福祉公社常務理 事、(福)武蔵野市民社会福 祉協議会事務局長、(福)武 蔵野事務局長、(公社)武蔵 野市シルバー人材センター 事務局長、(公財)武蔵野健 康づくり事業団事務局長	地域支援課

7	成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項及び市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度に関わる法律及び福祉の関係者等が連携し、及び協力し、成年被後見人等への支援等を行う	成年後見人等に選任されている又は選任されていた弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士その他の成年後見制度に関する法律の関係者、高齢者及び障害者の福祉を担う関係者、市の関係部署の職員、成年後見制度に関わるNPO法人の職員、関係機関の職員	地域支援課
8	地域包括ケア推進協議会	介護保険法第5条第4項の地方公共団体の責務に基づき、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する	公募による介護保険被保険者(第1号・第2号)、介護サービスに関する事業者、職能団体等に属する者、地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者、地域ケアに関する学識経験を有する者	高齢者支援課
9	<p>地域ケア会議 (ケアプラン指導研修委員会)</p> <p>(市レベルの地域ケア会議)</p> <p>(地区別ケース検討会)</p>	<p>ケアマネジャーの質向上やケアプラン作成のスキルアップを支援</p> <p>全市的な課題の把握及び対応など</p> <p>・事例検討を通じた、ケアマネジャーが困難と感じるケース等に対する問題解決手法の共有化 ・主任ケアマネジャーのスーパーバイズ機能強化の場</p>	<p>基幹型地域包括支援センター、在宅介護・地域包括支援センターに所属する主任介護支援専門員、高齢者総合センター補助器具センターに所属する専門職</p> <p>「在宅医療・介護連携推進協議会」を市レベルの地域ケア会議に位置付けている。</p> <p>主に当該エリアで活動しているケアマネジャー・施設ケアマネジャー、必要に応じて医師会等</p>	高齢者支援課

	(エリア別地域ケア会議 (拡大地区別ケース検討会))	在宅介護・地域包括支援センターエリアごとのネットワーク構築、地域課題の把握、対応策の検討	主に当該エリアで活動しているケアマネジャー、医師会、民生児童委員、地域福祉の会等	
	(個別地域ケア会議)	・個別事例を通じた、多職種協働による利用者支援 ・サービス担当者会議では解決が難しいケース等についての課題解決	本人、家族、ケアマネジャー、主治医(いない場合にはエリア担当医)、薬剤師、権利擁護センター、民生児童委員等	
10	高齢者及び障害者虐待防止連絡会議	高齢者及び障害者に対する虐待の早期発見並びに当該高齢者及び障害者に対する適切な援助を行う	武蔵野警察署、東京都多摩府中保健所、地域活動支援センター、地域自立支援協議会、(公財)武蔵野福祉公社権利擁護センター、在宅介護・地域包括支援センター、障害者福祉センター、高齢者支援課相談支援担当課長、相談支援係地域包括担当、障害者福祉課長、基幹相談支援センター、地域支援課、生活福祉課、健康課、子ども家庭部子ども子育て支援課子ども家庭支援センター	高齢者支援課 ・障害者福祉課
11	地域自立支援協議会 (相談支援ネットワーク部会) (地域移行部会) (住まい部会) (障害当事者部会)	地域における障害者及び障害児への支援体制に関する課題等について協議し、障害者等の自立した地域生活を支える	地域活動支援センターの代表者、障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者、障害者等又はその家族、障害者等の支援に関する見識を有する者、公募により選定された者、関係行政機関の職員等	障害者福祉課
12	障害者差別解消支援地域協議会	障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う	武蔵野警察署、東京都多摩府中保健所、地域活動支援センター、地域自立支援協議会、(公財)武蔵野福祉公社権利擁護センター、在宅介護・地域包括支援センター、障害者福祉センター、高齢者支援課相談支援担当課長、相談支援係地域包括担当、障害者福祉課長、基幹相談支援センター、地域支援課、生活福祉課、健康課、子ども家庭部子ども子育て支援課	障害者福祉課

13	就労支援ネットワーク連絡会	障害者就労支援センターを中心に、公共職業安定所、社会福祉施設、教育機関、医療機関、障害者団体、事業主団体その他の関係機関などが、障害者就労支援事業が円滑かつ効果的に実施されるよう地域における障害者等に対する就労支援のネットワークの整備を行う	障害者就労支援センターあいるおよび市が主催公共職業安定所、就労支援事業所、特別支援学校指定特定相談支援事業所などの障害者就労支援に関する機関	障害者福祉課
14	障害者福祉センター運営協議会	福祉センターの運営事業計画等に関して諮問するため、市長の附属機関として設置	障害者関係団体の代表者、行政関係者、学識経験者	障害者福祉課
15	保健センター運営委員会	保健センターの運営及び事業計画に関する特に重要な事項について審議する	武蔵野市医師会、武蔵野市歯科医師会、武蔵野市薬剤師会、学識経験者、市議会厚生委員長、市議会厚生副委員長、武蔵野市体育協会、武蔵野市青少年問題協議会、武蔵野市老人クラブ連合会、東京都多摩府中保健所、(公財)武蔵野健康づくり事業団、健康福祉部長	健康課
16	「こころの健康づくり」 庁内連携会議	健康課、障害者福祉課を中心に、右記の庁内各課がそれぞれ行っているこころの健康づくりや自殺対策事業とその状況について情報共有し、庁内の連携強化を図る	人事課人材育成担当、産業振興課、市民活動推進課、地域支援課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども子育て支援課、子ども育成課、児童青少年課、指導課、教育支援課、生涯学習スポーツ課	健康課
17	食育担当課連絡会議	食育を担当する各課、団体が実施している食育事業について情報共有するとともに、本市の食育の方向性等についても協議・情報共有し、それぞれの食育事業に活かす	産業振興課、ごみ総合対策課、高齢者支援課、健康課、子ども子育て支援課、子ども育成課、指導課、教育支援課、生涯学習スポーツ課、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団、(公財)武蔵野健康づくり事業団、(公財)武蔵野市子ども協会	健康課
18	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項(保険給	被保険者を代表する委員5人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員5人、公益	保険年金課

		付、保険税の徴収等)について審議する市町村長の附属機関として設置	を代表する委員5人、被用者保険等保険者を代表する委員2人	
19	子ども支援連携会議 (障害児支援部会) (貧困対策部会)	第四次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもが障害又は貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行う	子ども家庭部子ども支援課、子ども育成課、子ども家庭支援センター長、児童青少年課長、健康福祉部地域支援課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、健康課長、教育部教育統括指導主事、教育支援課長	子ども子育て支援課
20	子育て支援ネットワーク (ネットワーク会議) (実務者連絡会議) (ケース検討会議)	児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に係る情報交換及び啓発活動に関する事項を所掌する	武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例施行規則の規定のとおり	子ども子育て支援課子ども家庭支援センター
21	バリアフリーネットワーク会議	年齢及び障害の有無にかかわらず、全ての人ที่ไม่自由なく、安心して生活し、及び移動することができる地域社会の形成を目指して、市民及び公共交通機関等の事業者が協働してまちづくりにおけるバリアフリー化を推進する	学識経験者、障害者団体の関係者、高齢者団体の関係者、子育て関係団体の関係者、商工関係者、公共交通事業者等、道路管理者・公園管理者等その他関係行政機関の職員、財務部長、健康福祉部長、都市整備部長	まちづくり推進課
22	あんしん住まい推進協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条の規定に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置等について協議及び検討をする	大学・研究機関等で福祉施策又は住宅施策を研究している者、(公社)東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部、(公財)武蔵野市福祉公社、(福)武蔵野市民社会福祉協議会、(福)武蔵野、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長	住宅対策課



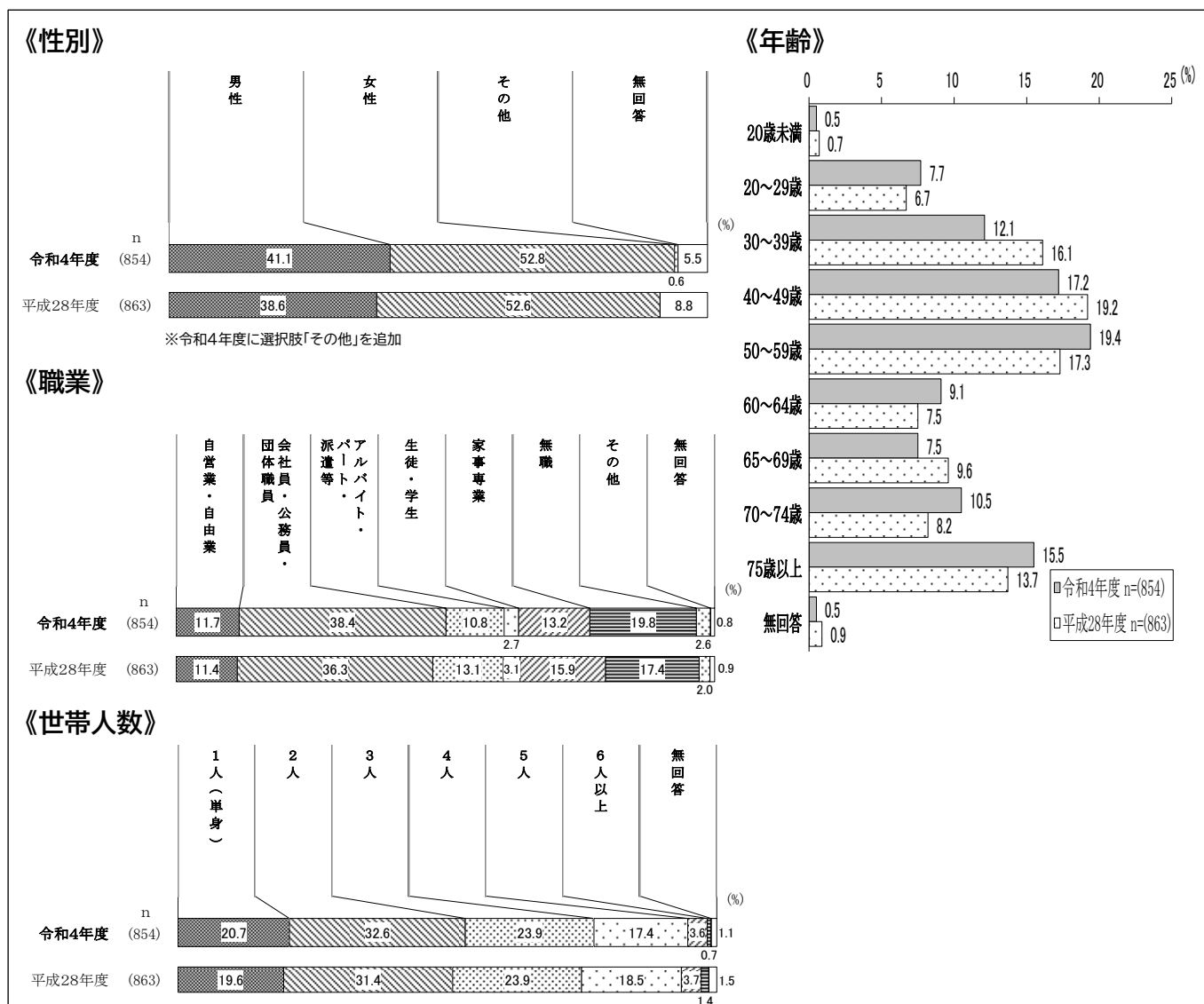
## 8. 武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の報告【概要版】

### (1) 調査の概要

- ◇ 調査目的 令和5(2023)年度に地域福祉計画を策定するにあたり、その基礎資料を得るため、地域での活動や地域との関わり等、健康福祉施策全般に係る意見・要望等を把握する。
- ◇ 調査対象者 武蔵野市内に住所を有する18歳以上男女個人 2,000人  
(令和4(2022)年10月1日時点、無作為抽出)
- ◇ 調査期間 令和4(2022)年11月30日から12月16日まで
- ◇ 調査方法 郵送配布・郵送回収またはWEB回答併用(督促を兼ねたお礼状を1回発送)
- ◇ 回収状況 配布数:2,000件 回収数:854件 回収率:42.7%(平成28年度調査:43.2%)  
うち、WEB回収数:300件 (回収数全体の35.1%)

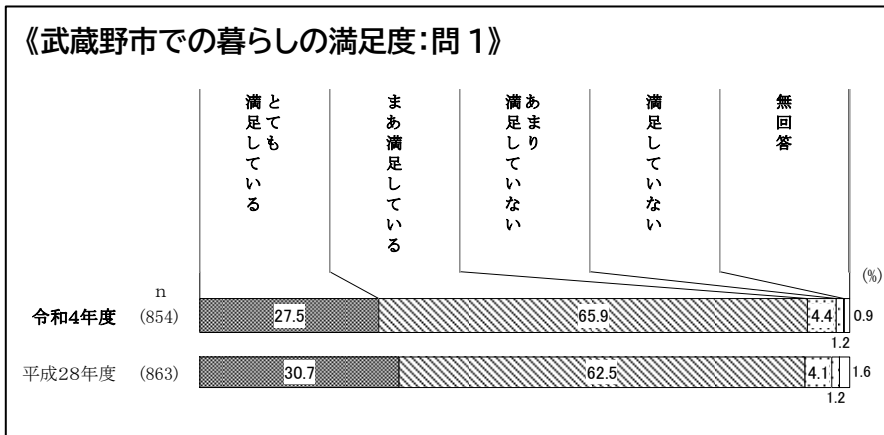
### (2) 結果の概要

#### ① 回答者の属性等について

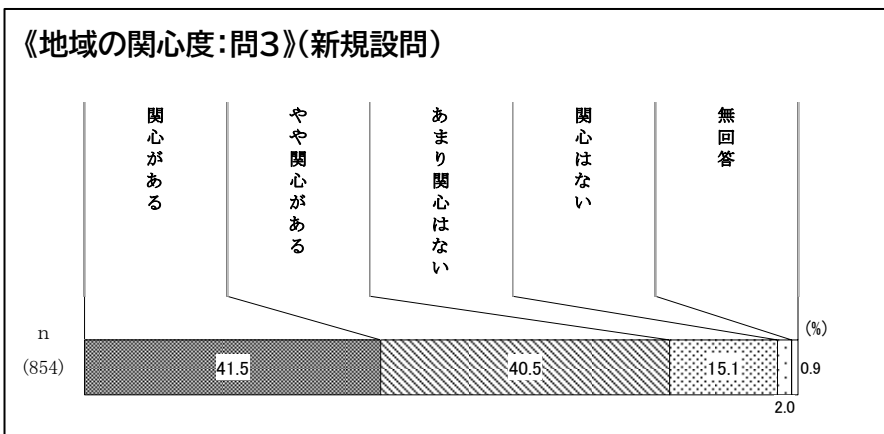


- ・回答者の性別では、「女性」が52.8%、「男性」が41.1%、「その他」が0.6%となっている。
- ・年齢では、「50～59歳」(19.4%)が最も多く、以下「40～49歳」(17.2%)、「75歳以上」(15.5%)と続いている。
- ・職業では、「会社員・公務員・団体職員」(38.4%)が最も多く、以下「無職」(19.8%)、「家事専業」(13.2%)と続いている。
- ・世帯人数では、「2人」(32.6%)が最も多く、以下「3人」(23.9%)、「1人(単身)」(20.7%)と続いている。

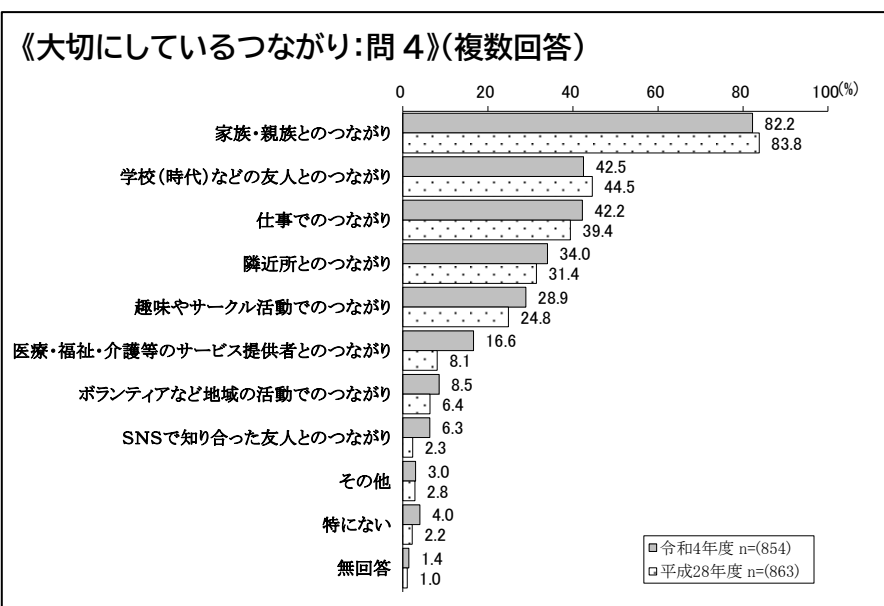
## ②地域での暮らしについて



・武蔵野市での暮らしの満足度では、「とても満足している」(27.5%)と「まあ満足している」(65.9%)を合わせた『満足』(93.4%)が9割を超える。

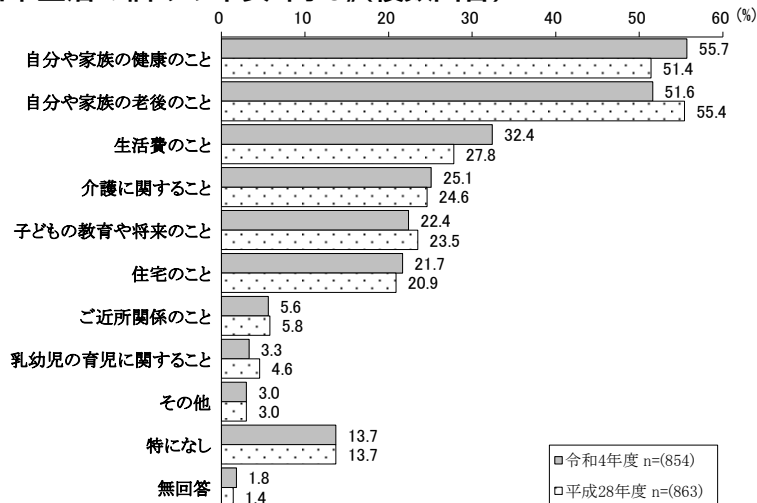


・地域の関心度では、「関心がある」(41.5%)と「やや関心がある」(40.5%)を合わせた『関心がある』(82.0%)が8割を超える。



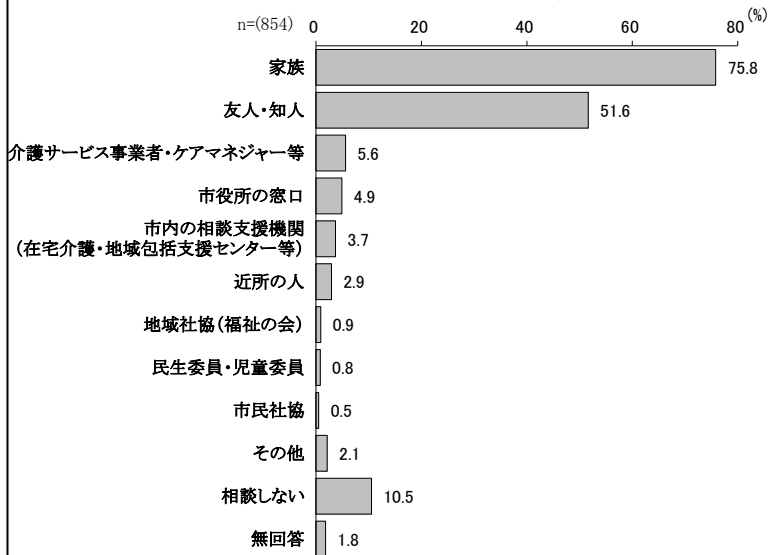
・大切にしているつながりでは、「家族・親族」が82.2%で突出しており、以下「学校(時代)などの友人」(42.5%)、「仕事」(42.2%)、「隣近所」(34.0%)、「趣味やサークル活動」(28.9%)と続いている。

### 《日常生活の悩みや不安:問 6》(複数回答)



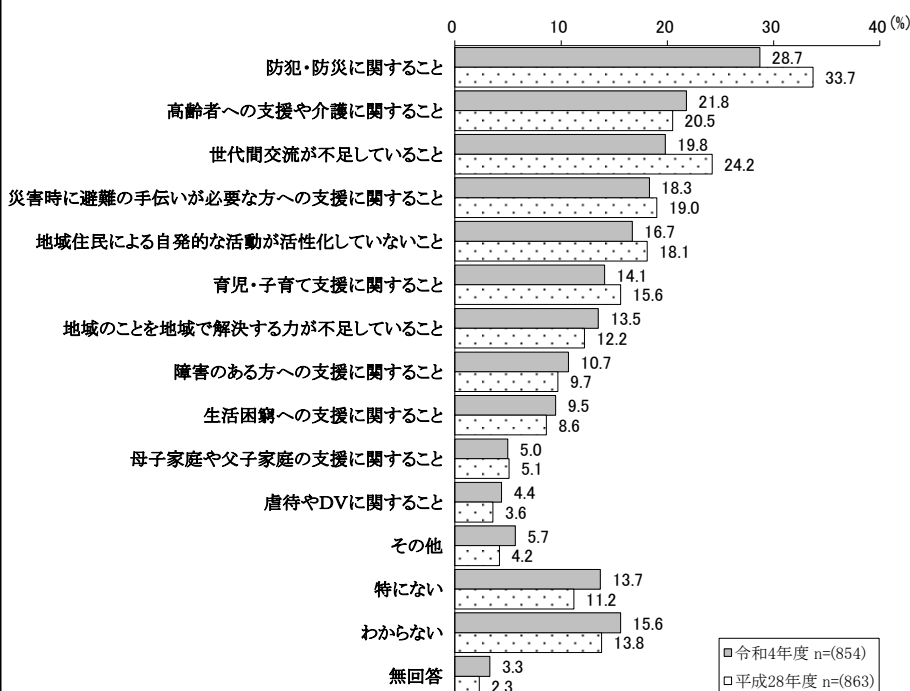
・日常生活の悩みや不安では、「自分や家族の健康のこと」(55.7%)と「自分や家族の老後のこと」(51.6%)が5割を超えており、以下「生活費のこと」(32.4%)「介護に関すること」(25.1%)と続いている。

### 《日常生活の悩みや不安の相談先:問7》(複数回答)(新規設問)



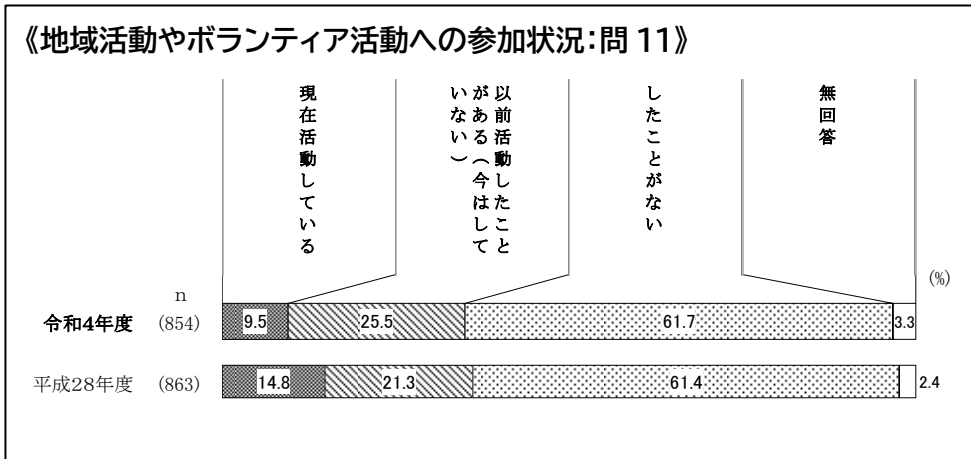
・日常生活の悩みや不安の相談先では、「家族」(75.8%)が最も多く、次に「友人・知人」(51.6%)となっている。一方、「相談しない」は10.5%となっている。

### 《地域における課題:問 10》(複数回答)

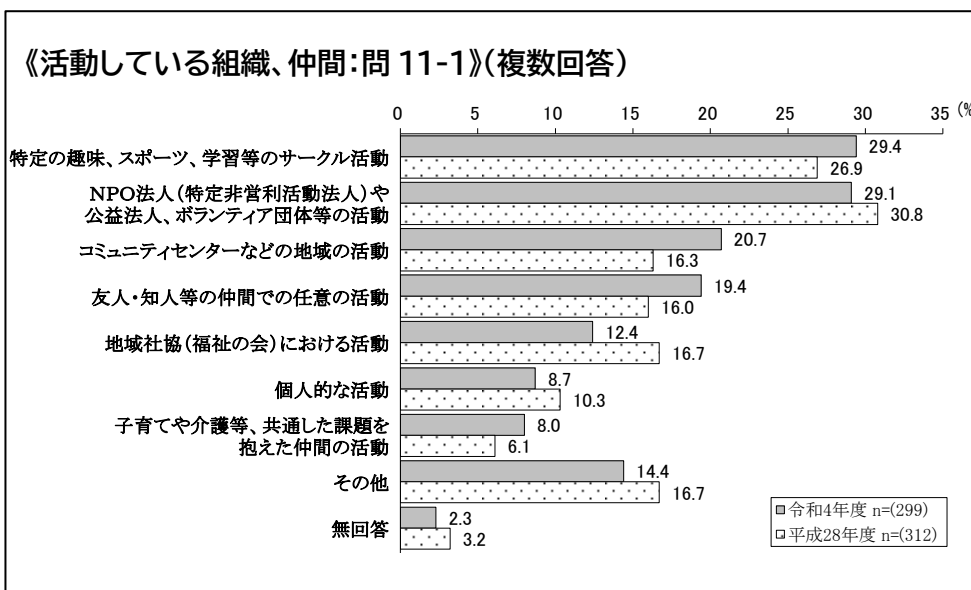


・地域における課題では、「防犯・防災に関すること」(28.7%)が最も多く、以下「高齢者への支援や介護に関すること」(21.8%)、「世代間交流が不足していること」(19.8%)と続いている。

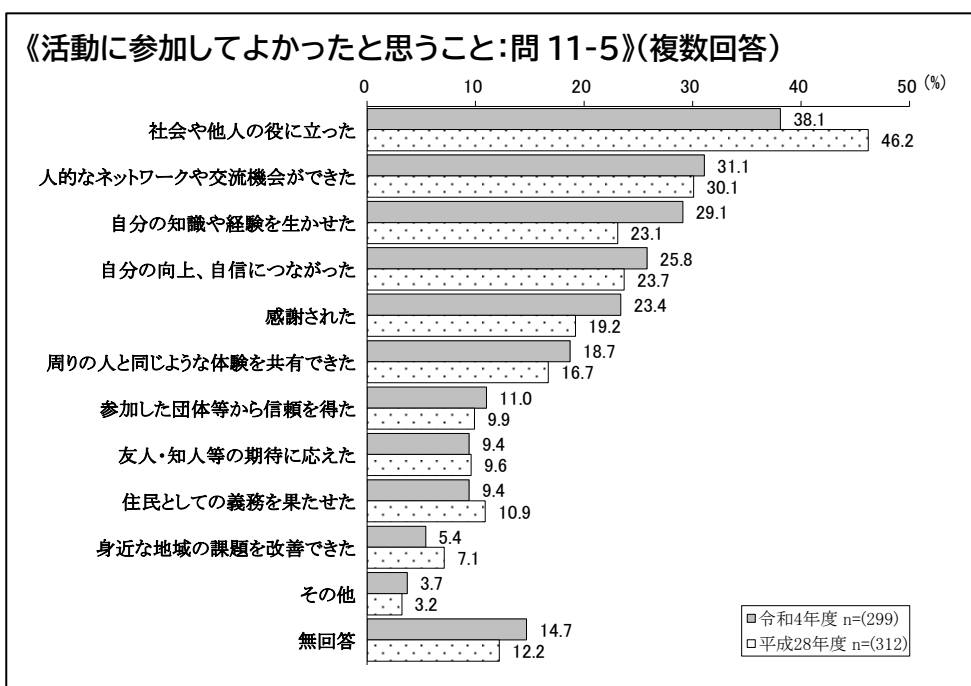
### ③地域活動やボランティア活動への参加状況について



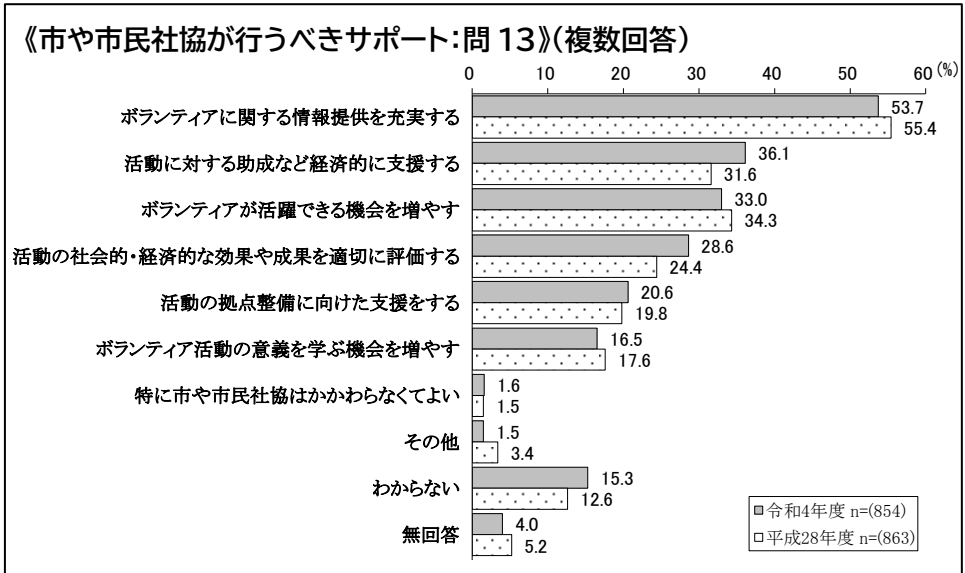
・地域活動やボランティア活動への参加状況では、「したことがない」(61.7%)が最も多い。一方、「現在活動している」(9.5%)と「以前活動したことがある(今はしていない)」(25.5%)を合わせて35.0%となっている。



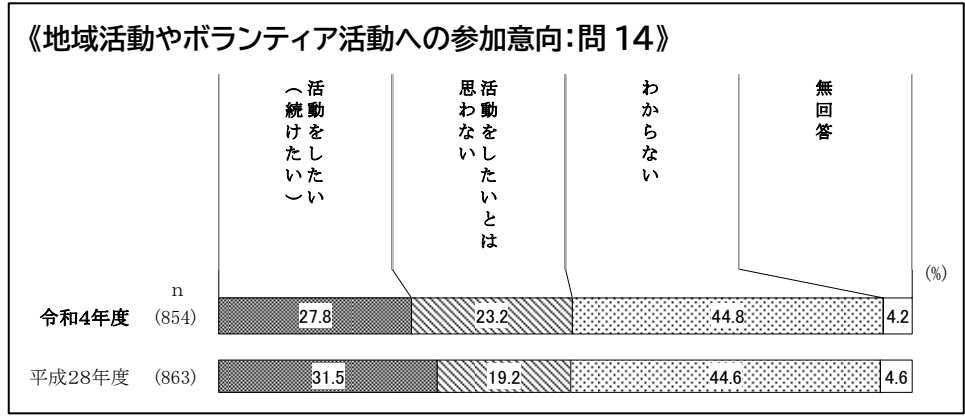
・活動している組織、仲間では、「特定の趣味、スポーツ、学習等のサークル活動」(29.4%)と「NPO法人(特定非営利活動法人)や公益法人、ボランティア団体等の活動」(29.1%)が多く、以下「コミュニティセンターなどの地域の活動」(20.7%)と続いている。



・活動に参加してよかったと思うことでは、「社会や他人の役に立った」(38.1%)が最も多く、以下「人的なネットワークや交流機会ができた」(31.1%)、「自分の知識や経験が生かされた」(29.1%)と続いている。

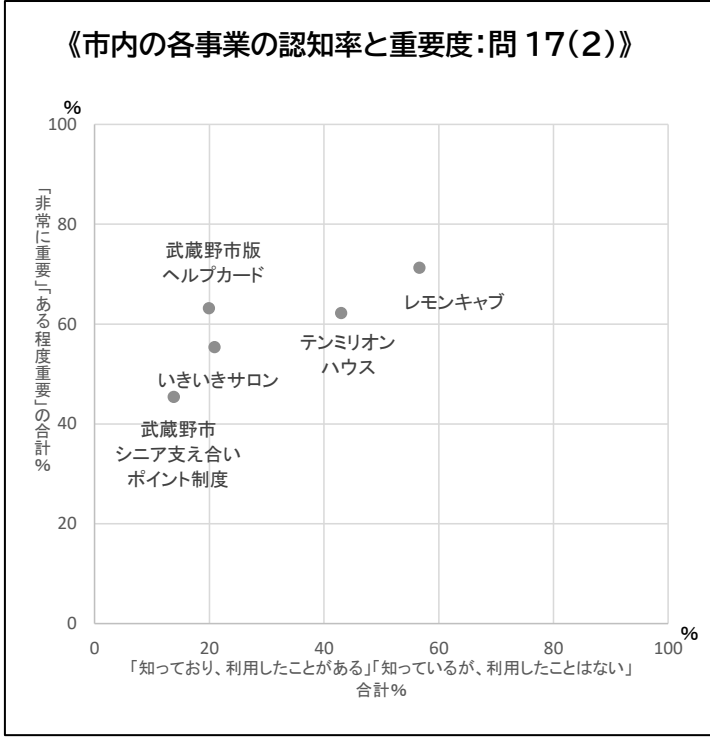


・市や市民社協が行うべきサポートでは、「ボランティアに関する情報提供を充実する」(53.7%)が最も多く、以下「活動に対する助成など経済的に支援する」(36.1%)、「ボランティアが活躍できる機会を増やす」(33.0%)と続いている。



・地域活動やボランティア活動への参加意向では、「活動をしたい(続けたい)」が 27.8%、「活動をしたとは思わない」が 23.2%となっている。

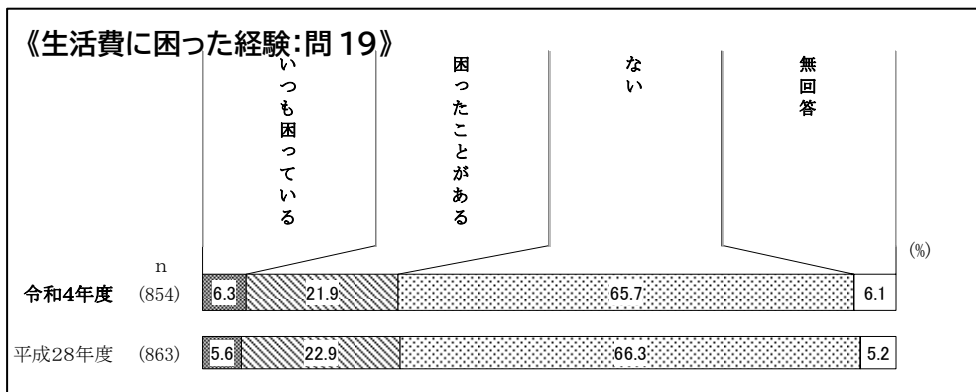
#### ④市や関係団体等が行っている事業について



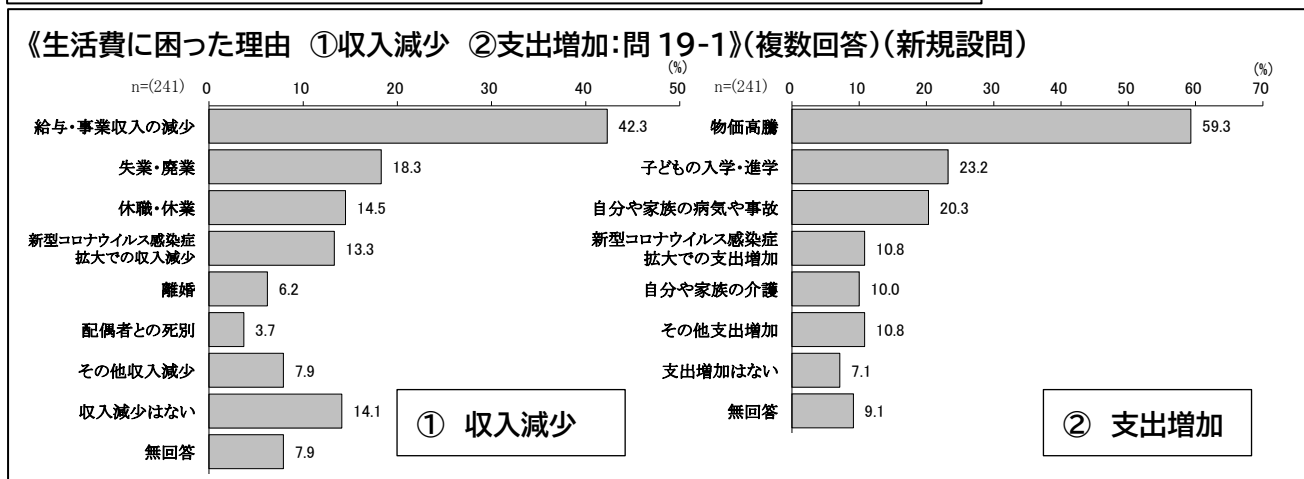
・市内の各事業の認知率では、「レモンキャブ」(56.6%)が最も多く、以下「テンミリオンハウス」(43.0%)、「いきいきサロン」(20.9%)と続いている。また重要度では、「レモンキャブ」(71.3%)が最も多く、以下「武蔵野市版ヘルプカード」(63.2%)、「テンミリオンハウス」(61.2%)の順となっている。

**テンミリオンハウス** : 地域での見守りが必要な高齢者に対して、地域の福祉団体等が昼食の提供や各種講座・イベントを行う通いの場  
**いきいきサロン** : 概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、週1回2時間程度で介護予防・認知症予防のための健康体操を含むプログラムを行う通いの場  
**レモンキャブ** : バスやタクシーなど公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方の外出を支援するための移送サービス  
**武蔵野市版ヘルプカード** : 障害のある方などが緊急時や災害時、日常生活で困ったとき、周囲の方の配慮や手助けをお願いしやすくなるカード  
**武蔵野市シニア支え合いポイント制度** : 65 歳以上の方の介護予防や健康寿命の延伸、社会参加・社会貢献活動への参加を促進することを目的に、一定要件を満たした活動への参加に対してポイントを付与し、たまったポイントを寄付やギフト券等に交換する制度

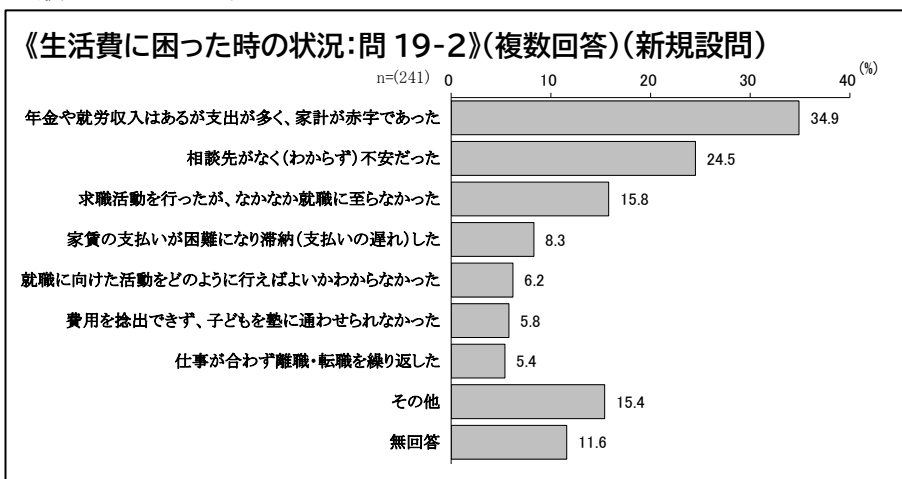
### ⑤生計や生活の困窮状況について



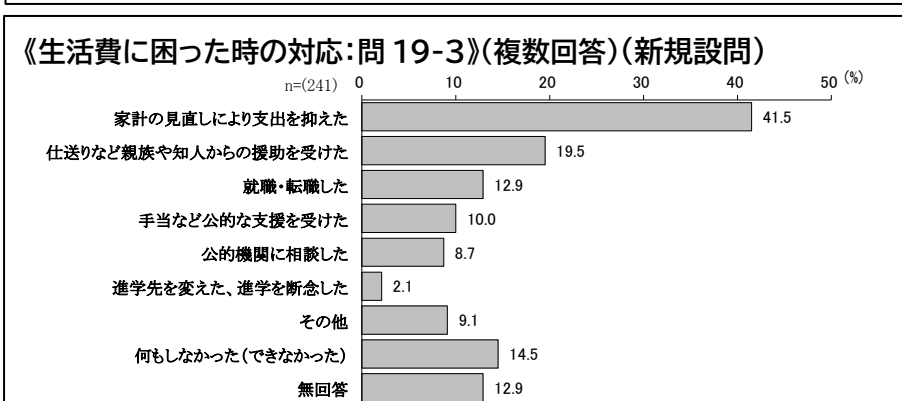
・生活費に困った経験では、「いつも困っている」(6.3%)と「困ったことがある」(21.9%)を合わせた『困った経験あり』は28.2%となっている。



・生活費に困った理由について、①収入減少では、「給与・事業収入の減少」(42.3%)が最も多く、以下「失業・廃業」(18.3%)、「休職・休業」(14.5%)の順となっている。一方、②支出増加では、「物価高騰」(59.3%)が最も多く、以下「子どもの入学・進学」(23.2%)、「自分や家族の病気や事故」(20.3%)の順となっている。

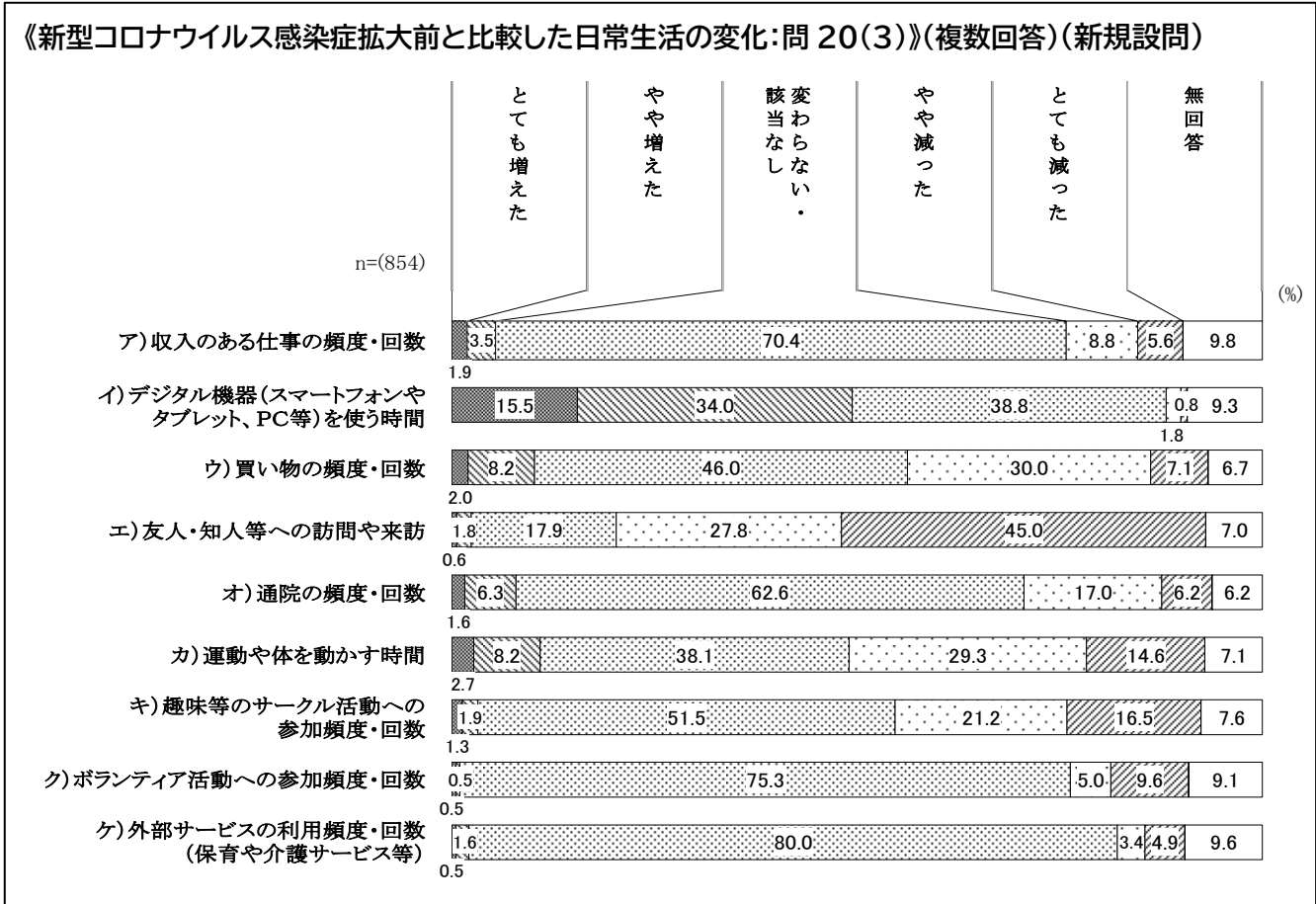


・生活費に困った時の状況では、「年金や就労収入はあるが支出が多く、家計が赤字であった」(34.9%)が最も多く、以下「相談先がなく(わからず)不安だった」(24.5%)、「求職活動を行ったが、なかなか就職に至らなかった」(15.8%)の順となっている。



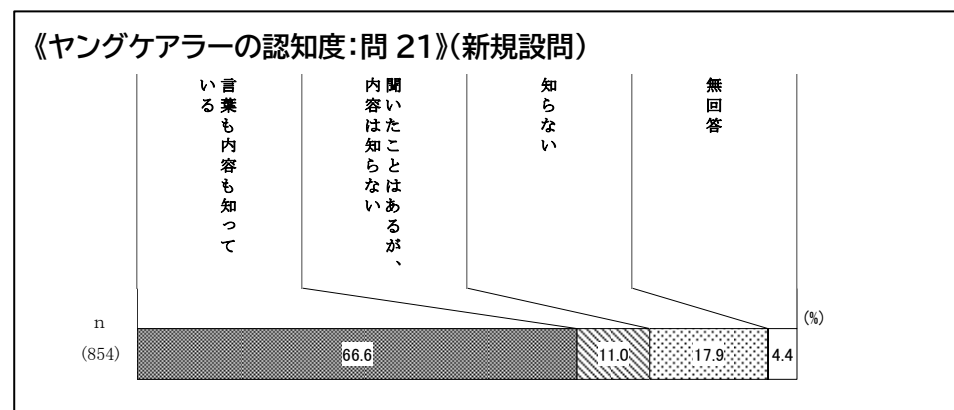
・生活費に困った時の対応では、「家計の見直しにより支出を抑えた」(41.5%)が最も多く、次いで「仕送りなど親族や知人からの援助を受けた」(19.5%)となっている。一方、「何もしなかった(できなかった)」は14.5%となっている。

⑥新型コロナウイルス感染症による影響について

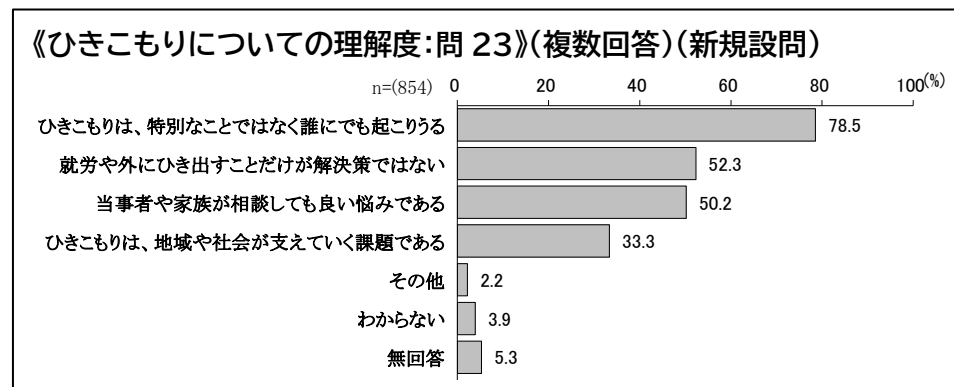


・新型コロナウイルス感染症拡大前と比較した日常生活の変化では、増えた割合の多いものは「デジタル機器を使う時間」、減った割合の多いものは「友人・知人等への訪問や来訪」、「運動や体を動かす時間」、「趣味等のサークル活動への参加頻度・回数」、「買い物の頻度・回数」となっている。

(6) ヤングケアラーやひきこもりについて

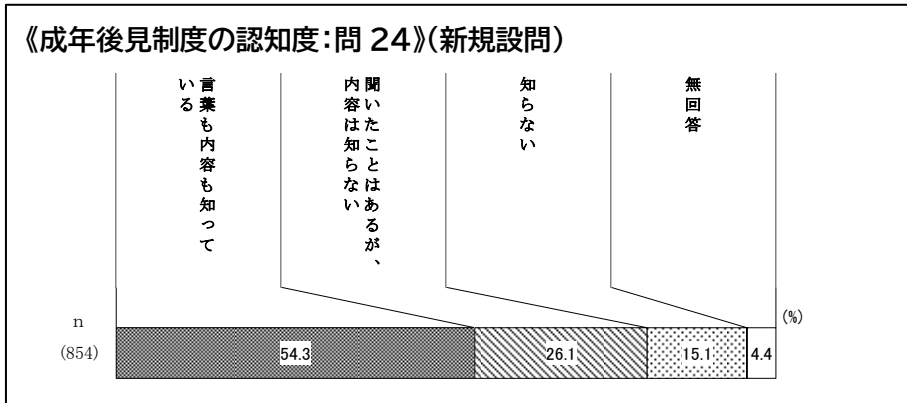


・「ヤングケアラー」という言葉や内容の認知度では、「言葉も内容も知っている」が66.6%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が11.0%、「知らない」が17.9%となっている。



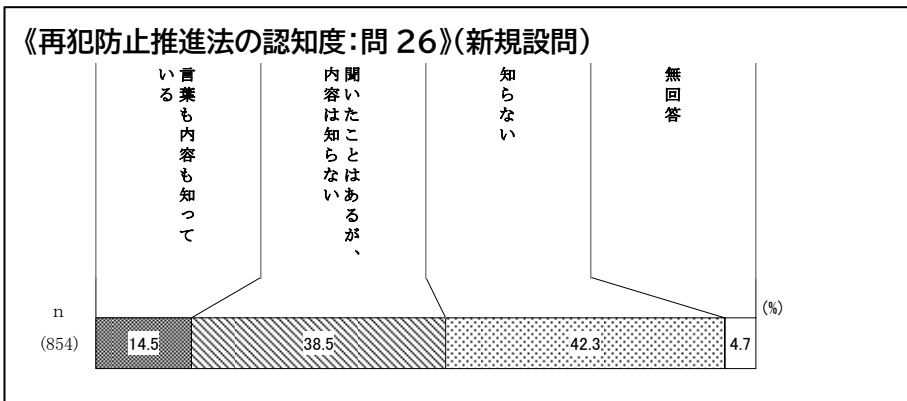
・「ひきこもり」についての理解度では、「ひきこもりは、特別なことではなく誰にでも起こりうる」(78.5%)が最も多く、以下「就労や外にひき出すことだけが解決策ではない」(52.3%)、「当事者や家族が相談しても良い悩みである」(50.2%)と続いている。

⑦成年後見制度について



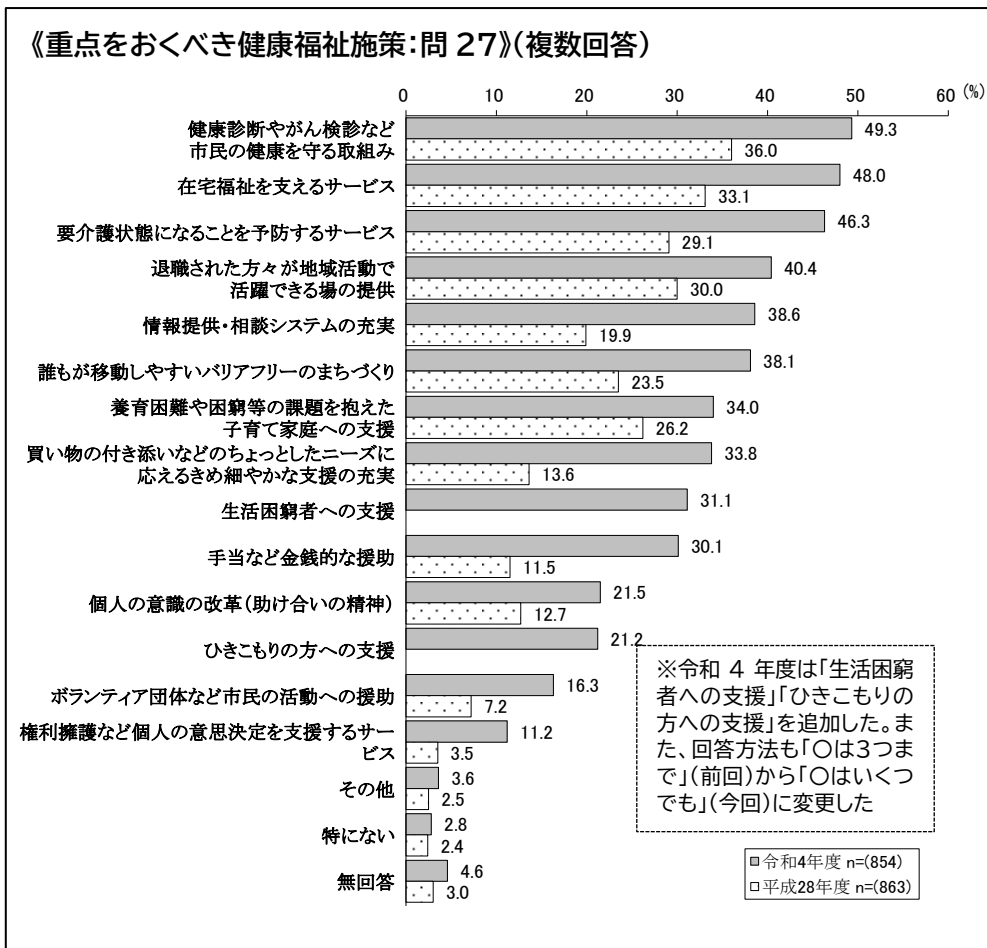
・「成年後見制度」という言葉や内容の認知度では、「言葉も内容も知っている」が54.3%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が26.1%、「知らない」が15.1%となっている。

⑧再犯の防止等の推進について



・「再犯防止推進法」という言葉や内容の認知度では、「言葉も内容も知っている」が14.5%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.5%、「知らない」が42.3%となっている。

⑨今後の健康福祉施策のあり方について



・重点をおくべき健康福祉施策では、「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取組み」(49.3%)が最も多く、次いで「在宅福祉を支えるサービス」(48.0%)、「要介護状態になることを予防するサービス」(46.3%)の順となっている。

・前回調査と比較すると、上位2つ(「健康診断やがん検診など市民の健康を守る取組み」と「在宅福祉を支えるサービス」)に順位の変動はなく、3位の「要介護状態になることを予防するサービス」と5位の「情報提供・相談システムの充実」が前回調査より順位が上がっている。



## 9. 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画策定に向けた地域福祉団体等ヒアリング報告

### (1) 実施概要

#### ①目的

第4期健康福祉総合計画（主に地域福祉計画、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）を策定するにあたり、市民の合意形成のプロセスとして、地域の福祉等に係る団体を対象に、市が直接ヒアリング・意見聴取を行う。

#### ②ヒアリング対象

主に、地域福祉に関する現状、福祉における「共助」「互助」についての意見を聞くため、福祉関連団体及びその会員を対象とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 武蔵野市民生児童委員協議会／民生児童委員*</li><li>・ 武蔵野市赤十字奉仕団*／団員</li><li>・ 北多摩東地区保護司会武蔵野分区／保護司*</li><li>・ 地域社協（福祉の会）*／会員</li><li>・ テンミリオンハウス*運営団体代表者</li><li>・ いきいきサロン*運営団体代表者</li><li>・ レモンキャブ*運行管理者</li></ul> |
|---|

#### ③日時・場所・参加人数

エリア	日時	場所	参加人数
西部	6月1日（木） 午後3時～4時30分	武蔵野スイングスカイルーム	7名
東部	6月2日（金） 午後6時30分～8時	武蔵野商工会館市民会議室	2名
中央	6月7日（水） 午後2時～3時30分	武蔵野総合体育館大会議室	8名

※ヒアリングに参加できない方は、別途ヒアリングシートを提出していただいた。

## (2) 意見

### ①地域福祉団体等からの意見・要望（要旨）

<p>民生児童委員協議会</p>	<p><b>【地域の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手不足による欠員地区の増加。</li> <li>・同じ人がいくつもの団体を掛け持ちしているため、どの団体も高齢化が進み、存続が危ぶまれている。</li> <li>・境南地域社協*では、新たに加入した委員がPTAのつながりで同世代の市民に参加を呼びかけ、若い年代の新規委員が増加した。</li> <li>・PR不足ということもあるが、民生委員の活動に対して「大変・負担」といった印象を抱いている市民の方が多い。</li> <li>・地域とつながりのない市民の増加。</li> <li>・独居調査を希望する市民はまだ比較的若く、元気であることが多い。新型コロナウイルス対策や詐欺対策で訪問や電話に出ない高齢者も増加しており、地域の実情が掴み難く、本当に支援が必要な人に届いていないと感じる。</li> <li>・支援が必要な家庭、相談・問題を抱えた家庭が表に出てこない。</li> </ul>
<p>赤十字奉仕団*</p>	<p><b>【地域の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化・活動の担い手の減少。</li> <li>・新しい団員が入ってこない。</li> <li>・学生ボランティアが活用できるとよい。学校と連携できるとよい。</li> <li>・若い世代に活動を知ってほしいし、参加してほしい。</li> <li>・隣人関係、地域の人とのつながり、顔の見える関係性が希薄。</li> <li>・別訪問による活動資金集めが難しくなっている（世代交代、つながりの希薄、防犯的な警戒心）。</li> <li>・地域の防災の取組（防災訓練や炊出し等）を通じて、団体が地域に根差せるとよい。</li> </ul> <p><b>【健康福祉施策への意見・要望】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の学校で、教育の場で、赤十字奉仕団*の活動を知ってもらえる機会がもらえるとよい。</li> </ul>
<p>保護司会武蔵野分 区</p>	<p><b>【地域の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司*の確保。</li> <li>・サポートセンターの充実ならびに面接場所の確保。</li> </ul>

<p>地域社協（福祉の会）*</p>	<p><b>【地域の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の担い手不足と中心になっている人たちの高齢化。役員の引き受け手は少なく、役員の負担感はかなり大きいと感じる。</li> <li>・新たな担い手が増えない。</li> <li>・役員の担い手がいつも同じ人になっている傾向にある。</li> <li>・必要な人に必要な情報が伝えられるような運営委員の勉強、研修が不足しがち。</li> <li>・福祉に興味のある人に参加できるような人をつなげる努力不足。</li> <li>・若い担い手が入ってこない。全員の高齢化。</li> <li>・だんだんとやり手の不足、高齢化が進み、やり手不足が進んでいる。</li> <li>・PTAからの流れで役員を集めてきたが、共働きで今後はますます大変になり、立ち行かない。</li> <li>・代表者になることを快諾してくださる人が少なく、持続可能な活動ではなくなっている。</li> <li>・民生委員が少なく、担い手も少ない。</li> <li>・同一人物が複数の地域団体の担い手となっており、どこに行っても同じようなメンバーが集まっている。</li> <li>・新しい働き手の確保。</li> <li>・当団体をはじめ、他の地域団体も総じてメンバーが高齢化している。高齢者が進める会議は長くなりがちなので、若い人たちが敬遠する。</li> <li>・若い世代は無償のボランティアより、少額でも報酬のある仕事の方が価値があると思っている人が多いと聞く。</li> <li>・このままでは福祉の会の活動は続かなくなるかもしれないと思う。</li> <li>・活動のマンネリ化。</li> <li>・ITを含む様々な広報活動強化</li> <li>・旧来からの活動を運営することに時間がかかり、現代的課題になかなか手をつけられないことをもどかしく思っている。</li> <li>・活動拠点が必要（拠点まで行かなくても活動をサポート、フォローする仕組み）。</li> <li>・高齢の方々の外出が増えていないように思う。</li> <li>・居場所をつくること。</li> <li>・災害時要援護者対策事業*の支援者探しが難しくなっている。</li> <li>・現在の支援者も高齢で、支援者の交代も難しい。</li> <li>・各世代及び各世代間の交流の強化。</li> <li>・多世代の参加、交流が必要。</li> <li>・地域への関心が弱くなっている。</li> <li>・地域の高齢者の方々は情報や交流する機会がコロナで少なくなっていた。</li> <li>・特に難しい障害を持っている方に際しての対応、発災時の対応に困難があり、支援者がなかなか見つからない。</li> <li>・コロナ禍に伴う地域活動の抑制とそれに伴う地域連携の弱まり</li> <li>・転入者への対応が必要。</li> <li>・老人クラブを通し、お互いに悩みが話し合えるような集まれる行事を考えている。</li> <li>・コロナ禍で特に急増した不登校への対応が遅れていると感じて</li> </ul>
--------------------	--

<p>地域社協（福祉の会）*</p>	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしの方への対応が必要。</li> <li>・コロナ禍で外出の機会が減っていた高齢者が、その間に入所や入院になったり、在宅でも未だ人の集まるところには怖くて出ていけなかったりとメンバーが減ってしまった活動がある。</li> <li>・ITを含む様々な広報活動強化。</li> <li>・地域の活動では広報誌やチラシをポスティングするくらいしか接触する方法がない。</li> <li>・地域内各種団体との連携強化。</li> <li>・個々の他団体とのつながりはあるが、全体を網羅したつながりがあると良い。</li> </ul> <p><b>【健康福祉施策への意見・要望】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居の友人、知人と連絡が取れないときに、安否確認したいのに個人情報や壁にあたり、公共の機関から情報を得られない。</li> <li>・誰ともつながりのない、近所付き合いをしない人が孤独死しないよう、公的な安否確認方法はないか。地域の活動では、広報紙やチラシをポスティングするくらいしか、接触する方法がない。</li> <li>・若い担い手ができる様なくみづくり。</li> <li>・スキマ時間を地域福祉に関わってもらえるようなくみづくり。</li> <li>・避難行動要支援者*と災害時要援護者の統一化（名簿の管理・避難所での安否確認等）</li> <li>・シルバー人材センター*でのつながりは入りやすいきっかけになるので、シルバー人材センター*への呼びかけをしてもらいたい。</li> <li>・地域への関心が弱くなっているため、市民や教育でのボランティア精神をうたってほしい。</li> <li>・武蔵野市で育った子どもたちが住み続けられれば良い。</li> <li>・一人の人に負担がかからないように、地域活動の縦割りを解消できるとよいと思う。市内のどの地域にもあるコミセン、青少協、防災会、福祉の会などを統合し、持続可能な地域団体になるようにするには、市の主導があると有難い。</li> <li>・活動を担い続けるには、事務局機能の維持がとてもハードルが高く、そのことから会に入ろうという人材の気持ちが遠のいていると思う。</li> <li>・活動の主となる拠点がなく、集まりの場所の確保にひと手間かかってしまう。</li> <li>・活動の備品等の保管場所は、工夫して行わなければならない、難航することもある。</li> <li>・「災害時要援護者」の個人情報満載の台帳を会長の自宅に保管するようになっているが、これは一刻も早く改善してほしい。</li> <li>・実態に合わせた制度の改革をタイムリーに実施してほしい。</li> <li>・要援護者と支援者のマッチングは有事にあまり現実的な方法ではないので廃止してほしい。</li> <li>・要援護者事業と、新しい仲間を巻きこむことは相反するものだと考える。</li> <li>・防災課や健康課等と横の連携を図ってほしい。要援護者対策は防災課と重複する部分があり町内の自主防災とミスマッチが生</li> </ul>
--------------------	---

地域社協（福祉の会）＊	じている。 ・高齢者が地域と繋がることで健康増進を図るのは健康課でも大きな課題であると思われるため、我々の活動のあるべき方向性を見出すために必要なエビデンス（地区単位の人口統計データなど）を整備して活用させてほしい。
-------------	---

②地域福祉団体等で活動されている個人からの意見（要旨）

■活動の課題・問題点

<p>民生児童委員*</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保と育成に向けた取組みで、地域で活動している人の顔ぶれが同じで、新しい人がなかなかはいってこない。</li> <li>・人材育成と次の世代への引継ぎが悩みである。</li> <li>・委員の高齢化と男性の参加が少ない。</li> <li>・活動に携わっている人が限られている。限られた人たちが、役割をいくつも担っている。</li> <li>・委員の高齢化が目立ってきている。</li> <li>・活動している人が高齢になって来ている。次に続いてくれる役員がない為、同じ人が長などを行っている。</li> <li>・老人クラブの加入者が減り、解散するクラブも出ている。行事も多く会計も高齢者には重荷なのでは。</li> <li>・災害時要援護者対策で、最近オートロックのマンションが多くなり、そのようなマンションにお住まいの方は近所とのつながりを持ちたくない方も多。何か方法がないか常に考えている。</li> <li>・コロナで活動がほとんどできなくなり、人も集まらなくなった。この空白期間で住民の帰属意識がダウンしたような気がする。</li> <li>・サロンの場所について、コミセンや公共の場が使えない点がある。</li> <li>・安否確認で、精神障害者の方や要介護5の方など、対応の仕方がわからないので、引き受け手がない現状がある。</li> </ul>
<p>赤十字奉仕団*団員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の担い手の高齢化は切実な問題で、コロナもあり、次にバトンを渡す人が少なくなっている。またバトンを渡された世代もまだ働いているが、ほとんどの会議が平日の日中開催であり、参加が難しい。</li> <li>・60代の方は退職していく中で、自分自身で今まで社会貢献してきたようなことを生かしたいと思っている。</li> <li>・いきいきサロン*の参加者は80代後半の方がメイン。人件費の問題で、人材の確保や育成は難しい。</li> <li>・分団の団員の高齢化が進み、若手の入団が難しい状況が続き、いつも同じ人達のみでの活動が続いている。</li> <li>・少しでも若い方にも活動に参加してもらいたい。</li> <li>・社会情勢も変わり、戸別訪問活動が難しくなっている。活動内容を多様化したほうがいい。</li> <li>・高齢者は高齢者、子どもは子どもと分けて活動していることが多いが、世代を超えて、活動できる場があったほうがいい。</li> </ul>
<p>保護司*</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉の会、町内会等、同じような組織がある。</li> </ul>
<p>地域社協（福祉の会）*会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い参加者が少なく、声掛けしても仕事があり忙しく、断られる。</li> <li>・担い手不足。これまで中心になってきた人の高齢化が進み、参加してくれる若い人がなかなか見つからない。違う団体についても、中心になっている人たちの顔ぶれは同じ。</li> <li>・会員の方々の高齢化で、新しい担い手がほしい。</li> <li>・新しい担い手の入会がなく、役員のなり手もなく、同一メンバ</li> </ul>

<p>地域社協（福祉の会）*会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一で動きがない。スタッフの超高齢化の問題はぬぐえない。</li> <li>・活動している方々の老齢化。</li> <li>・若手の活動者の不足。</li> <li>・今は定年後再度働く人が多く、人材確保が難しい。行政職員、社協職員、福祉の会会員の三者が連携して真剣に取り組む必要がある。</li> <li>・災害時要援護者事業も安否確認支援者のなり手がなく、大きな不安となっている。</li> <li>・ミニ集会などを開き、住民同士顔見知りになり、そこで活動を紹介、理解協力を訴えるなどしなくては。紙面だけでは協力や担い手は得られない。</li> <li>・新しい担い手を増やす方法が知りたい。</li> <li>・ボランティアの気持のある人が少なくなり、収入を求めて福祉の会ではなくシルバー人材センター*やコミセン活動に流れてしまう人が多い。</li> <li>・地域団体の認知度の低さ。</li> <li>・広報誌に協力者募集の記事を掲載したり活動紹介をしたりしても反応なし。SNS を通じた活動報告を行っているが反応なし。プレイスなどの他団体の支援を受けているが反応なし。</li> <li>・地域の方々に活動などを広く知ってもらいたい。</li> <li>・個人用の電話を使用するので、悪用されるのが心配。</li> <li>・LINEなどが使える人が入ってくれないと、社会についていけない。</li> <li>・毎月の定例会も出席者は限られ少なく、議論が沈滞している。</li> <li>・広報配布の人員の発掘に苦勞。決まった人が多重に背負っている。</li> <li>・運営委員・協力員の平均年齢は70台後半。新規加入者もほとんどなく、広報誌の配付等の多くの人手を要する作業が困難。</li> <li>・高齢化とコロナによる3年間の活動停止により、運営委員の帰属意識が低下し会議等の参加率が著しく低下している。</li> <li>・会議の多さ。</li> <li>・世代交代がうまくいっておらず、旧来メンバーと新しいメンバーとの世代間ギャップがある。</li> </ul>
<p>テンミリオンハウス*運営団体代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の利用者さんの割合が少ないので、今後も男性利用者を増やすことに力を入れたい。</li> <li>・事務スペースが狭いので、何とか拡充したい。</li> <li>・役割は増しているのに、物価高騰や人件費の値上げで、運営費が圧迫されている。</li> </ul>
<p>いきいきサロン*運営団体代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活躍しているシニアの方は同じ顔ぶれであり、シニアの方を誘っても出てこない印象がある。</li> <li>・毎週水曜日にサロン開催しているが、参加者がほぼ固定化している。新たな会員をどのように増やすかが悩ましい。</li> <li>・参加しない登録者の安否確認も含めた対応をどうするか。</li> <li>・現在、中央商連の事務所を借りてサロン活動を行っているがスペースが狭い。段差などもあるため、配慮が必要な状況にある。</li> <li>・参加者の高齢化により、運営側の配慮することが多くなっている。</li> </ul>

いきいきサロン*運営団体代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍になり、オンラインに切り替えて活動を続けている。</li> <li>・コロナ禍の中、オンライン・リモートでやってきた。高齢者の皆さんもその便利なツールでの会合を感受しており、あらためて対面・リアルでの参加は面倒くささや時間の割り振りの問題の声も聞こえ躊躇している。</li> <li>・運営スタッフの交通費。</li> <li>・地域の方を中心に活動といっても知らない人が多い。自分の老人会やシルバー人材センター*の方やコミセンの方に声をかけたが、高齢化しているので登録者の中から担い手を増やしたい。</li> </ul>
レモンキャブ*運行管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の後継者問題。</li> <li>・事業継続に向け、世代交代も必要な時期になっている。</li> <li>・協力員の高齢化や引退による、日々のマンパワー不足。</li> <li>・地域福祉の活動をしている方は、世の中と同じ高齢化している。</li> <li>・人材の確保が難しい。</li> <li>・時間とともに運用に変化が出ているが、現状に即した変化を受けにくい。</li> </ul>

■担い手を増やす際に効果があった事等

民生児童委員*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人が集まる地域防災や訓練での若い人への声掛けにより、それならやってもいいという方が増えた。</li> <li>・ある地域でバーベキュー体験をしたら、若い方が結構参加した。高校生とその父親が参加した。地域のイベントは大事で、若い方が関心を持ってもらう策が必要。</li> <li>・楽しい集いを行って、地域の若い方に参加してもらい、活動の説明をして参加依頼を行う。</li> <li>・日々の生活や近隣の人たちとのささやかな交流の中で、担い手の適任者を見出すことだと感じている。</li> <li>・知人で興味、関心のありそうな人に直接声をかけることが効果があった。</li> <li>・今困っている事、何ができれば助かるかなどが分かりやすく書かれた募集を見て、私でも良いかと一歩前に出たとの話あり。</li> </ul>
赤十字奉仕団*団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土日に会議を開催するようになり、若い世代も少しずつ入ってくるようになり、間口も広がった。</li> <li>・自分たちのグループ、団体活動がしていることを、例えばコミセンの文化祭で展示発表してチラシを配ったり、活動してできることを説明したりしている。</li> <li>・自分たちの情報発信を様々なグループとの交流でお互いに情報を発信し続けることが大切だと思う。活動を続けることで、ここにすれば何かある、何等かの情報がある、自分が参加できるものがあるという場が大切。</li> <li>・新しく越して来られた方に会った時は「このような活動をさせていただいている近所に住む〇〇です」とできるだけ話すようにしている。少しずつだが、次に繋がっていると感じる。</li> <li>・自分たちの活動を知っていただくため、昨年はハロウィンを行い、2~300人位の人が集まった。今年も実施のチラシを配布す</li> </ul>



	<p>ることで、知った方が少しでも声掛けしていただけたらと思う。自分たちがハブ的な役割になろうという感じである。</p>
<p>地域社協（福祉の会）*会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動を続けていけば新しい結びつきが出てくる。</li> <li>・イベントなどで、いろいろな団体が顔合わせをすると、今までなかった結びつきがそこでできるとまた新たなものが生まれる。</li> <li>・地域の諸団体や個人の方に声かけし、地域の活性化にはどうしたらいいかの意見交換をし、知恵を出し合った。その結果、今の吉祥寺西地域の西公園祭りにつながった。</li> <li>・運営委員が個人的に知り合いをさそい、運営委員になってもらった例はある。</li> <li>・福祉の会の担当になっているPTAや青少協の委員で任期終了後も残って活動してくれる人が1人いた。（非常に珍しい）</li> <li>・ミニ集会など開き、住民同士顔見知りになり、そこで活動を紹介、理解、協力を訴えるなどしなくては。紙面だけでは協力や担い手は得られない。地道な働きかけが大事。</li> <li>・地域の諸団体、個人に声をかけ、「地域の活性化」にはどうしたらいいか意見交換をし、「吉祥寺西公園なかよし祭り」の開催につながった。</li> </ul>
<p>地域社協*（福祉の会）会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会にオンラインを導入し、ハイブリッド型にしたことによって働き盛り世代の傍聴を可能とした。傍聴者の中から入会者も出て役員もしてくださっている。</li> </ul>
<p>テンミリオンハウス*運営管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームワークを大切にしているので、スタッフの知り合いや紹介でお願いするようにしている。</li> </ul>
<p>いきいきサロン*運営管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアの方に役目を持っていただき、協力してもらいながら、運営側に入ってもらおうようにしている。</li> <li>・運営側の人たちをしっかりとねぎらい、がんばっていることを認めることが大事である。</li> <li>・いきいきサロン*で活動されていることを発表できる場をつくること、楽しくやっている姿を見てもらい、参加のきっかけづくりになればと思っている。</li> <li>・大学との共催で「備えとしての関係づくりー共助による災害時の応急救護ー」というイベントを実施。近隣の子育て世代の親子や高齢者に参加していただき、多世代交流の場として盛況に実施することができた。その結果、地域住民同士の関係強化、またイベントに参加したことで地域活動に興味をもってくれた子育て世代もいた。</li> <li>・市内で活動している内容をPRできるイベント等の開催。</li> <li>・運営者が高齢化しておりコーディネーターを介入しサポートできる体制。</li> <li>・拠点を活用して共催イベントを実施しPR。</li> <li>・一人ひとりの口コミが意外と効果がある。ご近所、親しい友人に声かけ、当人一緒に来てもらう等、継続は力なり。</li> </ul>
<p>レモンキャブ*運行管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力員は基本的にボランティアの認識で運行していると思うが、新しく人材を確保していくには、収入面を期待する人もいると思う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望によりフルタイム勤務も可能とすることで、若年層（50～60代）の採用も可能になるのでは。</li> <li>・協力員、管理者からの担い手は事業に対して理解して入る方が多い。</li> <li>・消防団の定年は60歳で、地域のことに大変詳しく、まだまだ働ける。協力をお願いしても良いのでは。</li> </ul>
--	---

■市に支援・推進してほしいこと

民生・児童委員*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者が送迎付きで、気軽におしゃべりする場所を作っていたら嬉しい。(居場所・サロンなど)</li> <li>・高齢者の交通事故が全国的に増えている状況。高齢者が免許を返納するにあたり特典を与え返納しやすい環境を作っていただきたい。</li> <li>・独居調査においての意見だが、70歳以上の方に年に数回でも良いので、入浴券（無料）を配布して欲しい。</li> <li>・元気な高齢者が送迎付きで、気軽におしゃべりをする場所を作って頂けたら嬉しい。(居場所、サロンなど)</li> <li>・もう少し効果的にPRすればいいと思う。</li> <li>・地域福祉活動をSNSで一部行っているが、他にもアンテナを出して若い方が関心を持ってもらう策が必要。</li> <li>・窓口について、横のつながりをもっとして、市役所内を行ったり来たりしないで済むようにしてほしい。</li> <li>・元気な高齢者が出来るスポーツや活動を考えてほしい。</li> <li>・担い手を増やす工夫として、ボランティアの力も大切だと思うが、市役所の各部署の職員さんもチームを組んで努力していただくことも大切。</li> </ul>
赤十字奉仕団*団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字奉仕団*の募金活動について、昨今個別訪問へのご理解が難しいことも多く、市から広報誌や街頭キャンペーン等をすすめていただきたい。</li> <li>・会員の高齢化で活動できる方が減少してきた。市の広報誌等で積極的に会員募集を周知いただきたい。</li> <li>・戸別訪問でのトラブルが多発している昨今、訪問を歓迎しない方が多い。戸別訪問以外の手法を検討いただきたい。</li> <li>・市報などでも、団員募集の掲載をお願いしたい。</li> </ul>
保護司*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセンを中心にして、その中に福祉の会や防災等を入れて、一本化するようにしたらどうか。</li> </ul>
地域社協（福祉の会）*会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアポイントは40歳以上にしてもらい、その世代は体力もアイデアもあるので、スキマ時間に地域福祉に使っていただけるようにしてほしい。</li> <li>・居場所づくりに協力してくれる場所がない。</li> <li>・計画書を読破している人は少数。多くの住民は読むことなく、計画内容を知らずにいる。行政の方が町にきて、コミセン運営会・福祉の会の定例会、在支の集会、活動団体等で住民にわかりやすく説明して、協力を訴える機会を作ってほしい。</li> <li>・高齢女性が各活動や広報配布など悩みながら頑張っているが、行政の方が一緒に考えてくれ、励ましてくれたら、どんなにか</li> </ul>

	<p>心強く張り合いも出てくるのではと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所や拠点になるところがなく、コミセンを居場所やいきいきサロン*や地域社協*の拠点として利用できるようにしてほしい。</li> <li>・こう言うボランティアの団体があると言う事を転入した方々に周知してほしい。</li> <li>・災害支援にすごく不安を感じている。</li> <li>・要援護者と支援者のマッチングは、有事にあまり現実的な方法ではないので廃止してほしい。</li> <li>・現在、高齢者福祉においてはコミセン、在宅支援センター、テンミリオン、いきいきサロ*ン、社協の居場所等、市内どこでも高齢者が楽しめる場所があり、手伝いに行けばポイントが付き、地域社協*など作らなくても行政の政策に引っ張り出されて手伝っている人の方が多いと思う。このことを考え、地域支援課と市民社協*で話し合ってもらいたい。</li> </ul>
テンミリオンハウス*運営管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰もあり、人件費について何か方策を講じてほしい。</li> <li>・物価が上がっているため、もう少し補助金を増やしていただくと助かる。</li> </ul>
いきいきサロン*運営管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の報告書は素人が携わっても簡単に精算できるような内容にしてほしい。</li> <li>・ボランティアも交通費程度の支払いがあるといい。</li> <li>・演目について講師等紹介してほしい。</li> <li>・いきいきサロン*活動を充実させるためには、安全に活動できる場所とスタッフの人員確保が必要であるため、活動費も増額やスタッフの人件費補助を検討してほしい。</li> <li>・市内参加者募集の広報 PR とむさしの FM や JCOM 武蔵野などの活用。</li> <li>・運営ボランティアの募集も含め市報などの活用。</li> <li>・ある程度、スタッフへの資金助成が必要。</li> <li>・市報に特集を組んで、いきいきサロン*はこんな活動をしています。だれでも自由参加、見学も出来ます。なるべく親しみやすい文言で PR をしていただきたい。</li> <li>・講座講師料の上限価格の見直し</li> </ul>
レモンキャブ*運行管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レモンキャブ*運行管理は、各号車の管理者が行っているが、運行予定が重なり断りをするケースがある。1~9 号車の予定全般を把握し、集中管理手配が可能となるシステム等の導入を検討してもらいたい。</li> <li>・吉祥寺駅南北に、駐停車スペースを設けて載せたいと 10 年以上前から申し上げている。</li> <li>・コミュニティセンターはまだまだ活用できる。上手に活用すべき。</li> <li>・ボランティアではあるが実働時間、稼働日数に負担が多い。</li> <li>・運行中の会話などから利用者の生活や体調の変化を感じることがあり、市民社協*へ連絡し、対応していただいている。</li> </ul>

## 10. 中間まとめ・パブリックコメント・市民意見交換会実施報告

### (1) 中間のまとめ

#### ①公表

市ホームページへの中間のまとめの全文・概要版の掲載  
市役所・市公共施設・福祉施設での冊子の配布

#### ②パブリックコメント及び市民意見交換会の周知

市の広報媒体（市報、公式ホームページ、公式SNS）への掲載  
福祉関連団体、関係者への案内

### (2) パブリックコメント

#### ①期間

令和5(2023)年11月16日(木)～12月17日(日)

#### ②提出方法

インターネット意見提出フォーム、メール、FAX、郵送、持参

#### ③結果（市民意見交換会での意見も含む）

	人数（件数）
第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画・ 第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画	12人（24件）
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	18人（66件）
障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児計画	16人（76件）
第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画	7人（10件）
合計	53人（176件）

### (3) 市民意見交換会

日時	場所	参加人数		
		第1部	第2部	
12月3日(日) 午後1時～3時	武蔵野市役所 802 会議室、 812～813 会議室	第1部	14人	
		第2部	地域・健康	1人
			高齢 障害	11人 2人
午後3時～5時	オンライン（ZOOM）	0人		
12月11日(月) 午後2時～4時	武蔵野商工会館市民会議室、 第1～第4会議室	第1部	10人	
		第2部	地域・健康	2人
			高齢 障害	2人 4人
12月15日(金) 午後6時30分～ 8時30分	武蔵野スイングレインボー サロン、スカイルーム	第1部	6人	
		第2部	地域・健康	4人
			高齢 障害	1人 2人

#### (4) いただいたご意見への対応について

パブリックコメント及び市民意見交換会でいただいたご意見に対する各専門部会の取扱方針は、各計画の専門部会で報告するとともに、市ホームページに掲載しています。

##### 【URL】

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/ikenboshu\\_enquete/public\\_comment/1045535.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/ikenboshu_enquete/public_comment/1045535.html)



## 11. 用語集

### 【あ】

#### ●ICT（アイ・シー・ティー）

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI（人工知能）、ビッグデータ、IoT（モノのインターネット）、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS等のサービスを含める場合がある。近年は、ICTの推進に代わり、DX\*という言葉が一般的に使われるようになった。

#### ●アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

#### ●ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

将来の変化に備え、本人を主体に関係者が医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組みのこと。厚生労働省では馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」と言い換えている。

#### ●いきいきサロン

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、週1回以上、5名以上で、介護予防や認知症予防のプログラム（2時間程度）を行う「通いの場」。地域住民団体・NPO法人・民間事業者等が運営しており、市はその団体等へ補助や支援を行う。高齢者の社会的孤立感の解消、心身の健康維持、要介護状態の予防、住み慣れた地域での在宅生活の継続支援を図ることを目的としている。平成28(2016)年7月事業開始。

#### ●医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

#### ●NPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット

平成26(2014)年に武蔵野市心身障害児・者を持つ親の会「山彦の会」が母体となり設立された。成年後見制度\*を通じ、判断能力が不十分になっても、地域で自分らしく生きていくための支援を行うことを活動の目的としている。

#### ●エンディング（終活）支援事業

高齢者が最期までその人らしい人生を送ることができるよう、エンディングノートの配布や講座等を通じて本人の意思決定を行う事業。

#### ●お父さんお帰りなさいパーティ

主に定年前後の男性に地域活動への参加を呼び掛けることを目的に、地域のボランティア団体や趣味活動の団体等の紹介を行っている。「長いお勤めご苦労さまです。ようこそ地域へお帰りなさい！」という気持ちを込め、「お父さんお帰りなさい」の名称となった。「おとば」の通称で平成12年度から年1回開催している。ボランティアセンター武蔵野に「お父さんお帰りなさいパーティ実行委員会」を組織し、企画・運営にあたっている。

## 【か】

### ●介護職・看護職R eスタート支援金

市内における持続可能な介護体制を維持するため、即戦力となる介護職員及び看護職員の再就職や介護施設等へ新たに就職する者に対する支援金。

### ●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスで、「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問介護」、「訪問看護」、「泊まり」を一つの事業所が一体的に提供する。中・重度になっても在宅での生活が継続できるよう支援するための地域密着型サービス。

### ●ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法で定められた職種で、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受け、ケアプランの作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う。

### ●ケアリンピック武蔵野

介護・看護に従事する職員が誇りとやりがいを持って働き続けられるよう、人材確保の推進に寄与することを目的とし、永年勤続表彰、先進的な取り組みや事例の発表を行う。平成27年度より開催。

### ●健康づくり人材バンク

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等の専門的知識を有する方々が「健康づくり人材バンク」として登録しており、講座の講師を担当している。

### ●健康づくり推進員

市民公募による21名が、7名ずつで市内

の東、中央、西地区を担当している。健康づくり情報の発信、地域ニーズの集約、健康づくり講座の企画運営等により、「自分の健康は自分で守ろう！」を実践する市民を増やすための活動を地域とのつながりの中で行っている。

### ●権利擁護

一般的には、自己の権利を表明することが困難な人のニーズ表明を代弁し、支援することを言う。本市では、生活不安を感じている高齢者、身体障害者や、判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などの事業を行っている。

### ●更生保護サポートセンター

保護司会が更生保護活動に資する目的で使用し、地域における活動拠点となる施設。企画調整保護司\*が駐在し、保護司会の運営、関係機関・更生保護団体等との連絡・調整、保護観察等の処遇活動に対する支援、犯罪や非行予防活動の推進、更生保護に関する情報提供、その他更生保護に関する活動の推進を行う。

### ●更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動を行うボランティア団体

### ●高齢者安心コール事業

市内でひとり暮らしをしている高齢者に、定期的に電話で生活状況の確認をすることにより、地域で安全・安心に暮らしていくことを支援する事業。

### ●こころのつながり

精神疾患のある方を対象に、市が発行する広報誌。年1回発行。

### ●心のバリアフリー

障害のある人や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁（バリア）を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

### ●五師会

（一社）武蔵野市医師会、（公社）東京都武蔵野市歯科医師会、（一社）武蔵野市薬剤師会、（公社）東京都柔道整復師会武蔵野市部、（公社）東京都助産師会三鷹・武蔵野地区分会武蔵野市助産師会のこと。

### ●子育て支援ネットワーク

児童福祉法第25条の2の「要保護児童対策地域協議会」にあたり、本市においては武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例に基づき設置される。守秘義務の課せられたネットワークの構築で、各機関より多くの情報を集め、援助している家庭の状況や問題点を明確にし、より有効な支援につなげている。

### 【さ】

### ●災害時要援護者対策事業

災害時に、家族等による援助が困難で、何らかの助けを必要とする方のうち、平常時から安否確認等の実施に携わる関係機関（在宅介護・地域包括支援センター\*等）と個人情報共有することについて事前同意のある方（災害時要援護者）が、近隣の住民（支援者）により安否確認等の援助を受けることができる仕組み。

### ●財政援助出資団体

本市において、市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。

#### 〔出資団体（9団体）〕

一般財団法人 武蔵野市開発公社

武蔵野市土地開発公社

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

公益財団法人 武蔵野健康づくり事業団

公益財団法人 武蔵野文化生涯学習事業団（※）

公益財団法人 武蔵野市国際交流協会

公益財団法人 武蔵野市子ども協会

一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団

有限会社 武蔵野交流センター

（※公益財団法人 武蔵野文化事業団と公益財団法人 武蔵野生涯学習振興事業団が令和4（2022）年4月に合併。）

#### 〔援助団体（5団体）〕

公益社団法人 武蔵野市シルバー人材センター

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

社会福祉法人 武蔵野

武蔵野市民防災協会

株式会社 エフエムむさしの

### ●在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し支える体制。具体的には、医師会等と連携し、多職種協働により在宅医療・介護の連携体制を推進する。

### ●在宅介護・地域包括支援センター

主に、在宅で生活を継続する高齢者の総



合的な相談に対応する機関。市の委託により、日常生活圏域単位に合計6カ所設置。これら6在宅介護・地域包括支援センター\*は地域包括ケアシステム\*の拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続している。本市では、さらに、直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、全市的な視点から、6カ所のセンター間の総合調整や後方支援等を行っている。

#### ●シニア支え合いポイント制度

65歳以上の市民の介護予防や健康寿命の延伸、社会参加・社会貢献活動への参加促進を目的に、市と協定を結んだ福祉施設などで行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイント数に応じて、ギフト券や寄付に交換する制度。

#### ●市民後見人（社会貢献型後見人）

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格を持たないものの、社会貢献への意欲等がある市民の中から成年後見に関する一定の知識等を身に付けた第三者後見人等の候補者。

#### ●小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問介護」や「泊まり」を一つの事業所が一体的に提供し、在宅での生活が継続できるよう支援するための地域密着型サービス。

#### ●重層的支援体制整備事業

令和2(2020)年6月の社会福祉法の改正により創設された事業で、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必

須となっている。

#### ●シルバー人材センター

定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体

#### ●身上保護（身上監護）

成年後見人等が、本人意思を尊重し、本人の心身状況、生活状況、経済状況等に配慮し、被後見人等の生活や健康、療養等に関する法律行為を行うこと。

#### ●推進機関

正式には「成年後見制度推進機関」といい、東京都が使用する名称。制度に関する相談対応や、後見業務に関する研修の実施など、成年後見制度\*の利用推進に係る業務を行う機関。

#### ●スクールカウンセラー

心理の専門的知識と技術を持つ者で、教児童や生徒が抱えるさまざまな課題について、解決のための助言や指導を行う職。子どものみならず、保護者からの相談にも対応する。

#### ●スクールソーシャルワーカー

個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じるさまざまな問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。

#### ●生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく事業。就労の状況、心身の状況、地域社会との関係

性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活の維持ができなくなるおそれのある方に対し、相談者の状況に応じた包括的かつ継続的支援を実施する。

#### ●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。

#### ●成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分で、契約などの法律行為における意思決定が難しい人の保護、支援をするための制度。

#### ●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度\*の利用を支援するため、市区町村が実施する首長申立の実施、報酬助成、申立費用助成などの事業の総称。

#### ●総合支援調整会議

市の福祉相談における個別の事例から把握できた全体的な連携の課題等について、対応方法を検討し、共有を図る会議体。

#### ●相談支援専門員

障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への意向・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業\*に関する支援等、障害のある方の全般的な相談支援を行う専門職。

### 【た】

#### ●地域共生社会

国では「制度・分野や、支え手・受け手といった関係を超えて、地域住民や多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である地域共生社会を目標に掲げている。本市においては「武蔵野市ならではの地域共生社会」として、全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

#### ●地域福祉活動推進協議会（地域社協（福祉の会））

地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された住民組織。市内13地域で結成されている。

#### ●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。本市ではこうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴をふまえ、「武蔵野市におけるまちぐるみの支えあいの仕組みづくり」と言い換えている。

### ●地域包括ケア人材育成センター

介護・福祉人材の養成、質の向上、相談受付、情報提供、事業者・団体支援等を一体的に行う機関。平成30(2018)年12月に開設し、市が(公財)武蔵野市福祉公社\*に運営を委託している。

### ●中核機関

権利擁護\*支援に係る地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。市区町村の直営または委託などにより運営するものとされる。

### ●DX

デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。

本市では、第七次総合情報化基本計画において、DXを「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義している。

以前は、ICTの推進という表現が一般的であった。

### ●テンミリオンハウス

地域の実情に応じた市民等の「共助」の取組に対し、市が年間1,000万(ten-million)円を上限とした運営費補助等の活動支援を行う。現在、市内に7カ所開設されている。

### 【は】

### ●8050問題

ひきこもり\*の子とその親が高齢化し、50代の中高年のひきこもり\*の子の生活を80代の後期高齢者である親が支えるケースが増えている、という社会問題のこと。

### ●ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。

### ●BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)

様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のような身近な存在として接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア団体

### ●避難行動要支援者

災害発生時等に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方をいう。このうち、平常時から安否確認等の実施に携わる関係機関(在宅介護・地域包括支援センター\*等)と個人情報を共有することについて事前同意のある方を災害時要援護者、事前同意のない方は未同意の避難行動要支援者としている。

### ●福祉総合相談窓口

いわゆる「8050\*問題」など、多様かつ複合的な課題を抱える市民からの相談窓口を明確化し、個々の相談に対し分野横断的に関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた包括的・継続的支援を行う(ひきこもり相談を含む)窓口。

### ●福祉相談コーディネーター

福祉総合相談窓口\*にて、福祉に関する「どこに相談すればよいかかわからない」、「どうすれば解決するのかかわからない」困りごとや生活の不安を伺い、解決に向けて支援する人。

### ●福祉避難所

高齢者や障害者などで、一般の避難所などでの生活が困難で、特別の配慮やケアを必要とする災害時要援護者を対象とした避難所をいう。高齢者施設、障害者施設、保育園などを対象としている。

### ●フレイル

加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害が起きたり、要介護状態となったり、疾病等の重症化を招くなど、心身の脆弱化が出現するが、一方で、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のことを指す。

### ●保護司

法務大臣から委嘱され、犯罪や非行をした人が、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるように、各種調整や相談等を行う民間のボランティア。

## 【ま】

### ●民生児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。自らも地域住民の一員として、担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談対応・支援等を行っている。

### ●武蔵野健康づくり事業団

市民の健康の保持増進と福祉の向上、な

らびに地域社会の発展に寄与することを目的として、武蔵野市、（一社）武蔵野市医師会、横河電機株式会社の三者の協力により昭和 62(1987)年 10 月に設立された公益財団法人。

### ●武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、本市の成年後見制度\*に関わる関係者等が連携・協力し、成年被後見人等への支援等を行うため設置した協議会で、武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画の取組状況の点検も行う。

### ●武蔵野市成年後見制度利用支援センター

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき設置。武蔵野市と公益財団法人武蔵野市福祉公社\*が連携して運営し、成年後見制度\*の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施している。

### ●武蔵野市赤十字奉仕団

赤十字の人道博愛の精神のもとに、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする市民が集まり、都内で3番目の地域奉仕団として昭和 24(1949)年に結成された。利益を求めない奉仕的救護組織で、奉仕しようとする意思があれば誰でも参加することができる。

### ●武蔵野市認定ヘルパー制度

介護に関する資格を持たない市民（高齢者、主婦等）でも市の独自の研修（3日間計 18 時間程度の講義と実習）を修了することで「武蔵野市認定ヘルパー」として介護予防・日常生活支援総合事業において要支援等の高齢者への家事援助サービスの提供を可能とする制度。

### ●武蔵野市バリアフリー基本構想

主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリー\*の推進についての取組みを示したもの。令和4(2022)年3月策定。

### ●武蔵野市福祉公社（福祉公社）

昭和55(1980)年12月に任意団体として設立。財団法人を経て、平成25(2013)年4月に公益財団法人となった。高齢者や障害者が住み慣れた環境でいつまでも安心して暮らせるよう、福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護\*事業、訪問介護サービス事業、生活支援事業（生活支援ヘルパー派遣事業、認知症高齢者見守り支援事業）等を実施している。

### ●武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会

地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図るため設立した協議会。

### ●武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37(1962)年に設立され、昭和53(1978)年に社会福祉法人として認可された団体。

### 【や】

#### ●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされ、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。

### 【ら】

#### ●レモンキャブ

バスやタクシー等の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。